

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成 2 4 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 2 4 年 3 月 1 4 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (18名)

1 番	増 谷 憲	2 番	堀 江 眞智子
3 番	橋 爪 弘 典	4 番	東 武 史
5 番	岡 省 吾	6 番	前 勢 利 夫
7 番	湊 正 剛	8 番	佐々木 裕 哲
9 番	森 本 明	10 番	殿 井 堯
11 番	坂 上 東洋士	12 番	楠 部 重 計
13 番	新 家 弘	14 番	西 弘 義
15 番	中 山 進	16 番	竹 本 和 泰
17 番	亀 井 次 男	18 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

6 番	前 勢 利 夫	14 番	西 弘 義
-----	---------	------	-------

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (22名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	会 計 課 長	西 尾 幸 治
総 務 課 長	山 田 清 美	企 画 財 政 課 長	武 内 宜 夫
消 防 長	前 田 英 幸	やすらぎ福祉課長	大 方 肇
健康推進課長	上 西 英 夫	長 寿 支 援 課 長	中 島 詳 裕
税 務 課 長	高 垣 忠 由	住 民 課 長	橋 伸 二
産業課長兼商工観光課長	福 原 茂 記	地 籍 調 査 課 長	山 本 泰 司
環 境 衛 生 課 長	河 島 一 昭	建 設 課 長	東 信 行
水 道 課 長	前 守	下 水 道 課 長	東 敏 雄
教 育 委 員 長	早 田 智 代	教 育 長	楠 木 茂
こども教育課長	坂 上 泰 司	社 会 教 育 課 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2名)

事 務 局 長	山 下 時 克	書 記	林 美 穂
---------	---------	-----	-------

8 議事の経過

平成24年第1回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	佐々木裕哲	①低炭素社会町づくり推進について問う ②家電リサイクル法と家電製品無料回収について問う
2	殿井 堯	①効率的で更に質の高い公共事業の推進について ②教育について
3	前勢利夫	①再生可能エネルギー開発について ②平成25年開催の全国棚田サミットについて
4	西 弘義	①災害復旧について ②防災について
5	堀江眞智子	①広汎性発達障害への対応について ②下水道工事に関して ③チャイルドシートの貸し出しについて
6	増谷 憲	①国民健康保険制度について ②自殺防止対策について ③町内の雇用と経済活性化について
7	岡 省吾	①全国棚田サミット開催に向けて ②過疎地域の取り組みについて

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（新家 弘）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか21名であります。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（新家 弘）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり7名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

……………通告順1番 8番（佐々木裕哲）……………

○議長（新家 弘）

8番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

○8番（佐々木裕哲）

おはようございます。8番議員、佐々木です。議長の許可を得ましたので、一般質

問をさせていただきます。今回も7名の議員が質問しますが、私の質問は、環境問題に関することとさせていただきます。

まず最初の質問は、低炭素社会町づくり推進についてであります。

これはCO₂削減、地域に優しいまちづくりのこととあります。今回、可燃ごみの公募型の指名競争入札が行われ、我が町のごみ収集事業等は今までの随意契約からすべて入札制度へ変わり、合併当時、年間8,500万円の経費が今年度は2,800万円、実に5,700万円の経費削減になりました。この入札制度の移行に対して、環境衛生課、また当時の担当課だった福祉課の課長や担当課の職員には本当に御苦労さまでございました。我が町の大きな行政改革の1コマだと思えます。

その改革の結果、削減なった予算を基金として積み立て、町民に環境面で有効利用することで現在取り組んでいます。その低炭素社会町づくりの実績及び今後の推進策を具体的にお聞きしたいと思います。

次に、2番目の質問といたしまして、家電リサイクル法と家電製品無料回収の件についてお聞きします。

最近、チラシ折り込み等で不要な家電製品等の無料回収を行いますと大々的に行われています。これが新聞の折り込み等でいろいろ入れられている無料回収のチラシでございます。家電リサイクル法で定められている4品目、テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機は、国において品種別に回収料金等も決められ、どのようにしなさいと決まっております。しかし、この4品目をリサイクル法に正式に手続するよりも無料回収業者へ持っていくほうが、無料または料金が安いと言われております。また、その他家電製品等についても、取り扱いについて町は町民に対して、昨年2月号、また5月号の町広報誌では、町は粗大ごみや家庭用電化製品等の収集を行っているが、町内の一般廃棄物収集運搬業者5社、現在は6社となっていると聞いていますが、その許可業者に有料で引き取ってもらってくださいと。ただし家電リサイクル4品目は購入販売店か郵便局でリサイクル料を支払って、最寄りの中間処理業者に引き取ってもらうこともできますとお知らせしております。このリサイクル法については、議員も全員協議会で担当課よりそのように説明を受けております。それと広報誌には、昨年2月号、環境衛生課からのお知らせとして、次のように掲載されています。その原文をそのまま読みます。

不用品廃品回収業者について。最近、全国各地で不要になった家電製品を無料回収、または一部有料として宣伝、トラックで巡回している業者によるトラブルがふえています。例えば、無料回収と言いながら、不用品を車に積み込んだ後、高額な料金を請求されたというものです。このような業者は無許可であることが多く、法律に抵触するおそれがありますので利用しないでください。特に注意として、家庭から出る不要になった家電製品、テレビ、冷蔵庫、クーラー、洗濯機を除くごみは、町長が許可した一般廃棄物収集運搬業者以外運ぶことはできませんと書かれています。しかし、こ

れら無料回収業者は、このような許可をとっているのか、その点もお聞きしたいと思います。今後、町民に対して町長及び担当課はどのように考え、またどのように町民に指導するのかお聞きしたいと思います。これで1回目の質問を終わらせていただきます。

このリサイクル法というのは、家電製品、これ一覧表に、全国どこでもこれはもう統一なんですけども、品種別、パナソニックから始まって電化製品の洗濯機からいろいろ、一覧表は一番少ない金額で2, 835円、それから一番多ければ5, 000円～6, 000円というようなことで、これへプラス引き取り料、運搬料が含まれております。これが法律によって決まっておるリサイクル法でございます。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。今回もまた7名の議員が一般質問をされております

今回、実はこの3月をもって何人かの課長が退職されます。今回は、ぜひ答弁をしたいという申し出がありましたんで、課長の答弁が多くなることを、初めにまずもって通告をさせていただきたいと思います。

佐々木議員の質問にお答えをしたいと思います。

現在取り組んでいる低炭素社会づくりの事業の実績と今後の推進方法ということでありますけれども、平成22年度から太陽光発電の個人の住宅向けの設置補助事業に取り組んでまして、この2年間で合計135件、金額にして1, 424万7, 000円を助成しております。現在も多くの方が新たにこの申し込みを受けている最中でありまして、この太陽光の効果と申しますと、年間約73万キロワットの発電を見込める規模でありまして、一般家庭の180世帯分に当たる発電量であります。またCO₂については、年間で266トンの削減がこのことによって見込まれております。

その他低炭素基金では、コンポストの無料貸与ということで行ってまして、これも合計で今まで1万2, 009個で733世帯に御利用いただいております。この経費については、343万9, 000円であります。これについては、非常に環境センターの焼却場へ行くごみも減るということで一石二鳥。よく環境センターへ行きますと、1トンのごみが3万8, 000円ぐらい焼却費がかかります。この分についても、結構このかかった経費よりか多くの節減になっていると思っております。

また、今後の低炭素社会づくりの取り組みといたしましては、まず第1に、二川ダムの小水力発電に取り組んでいきたいと考えてます。二川ダムの小水力も年間約100万キロワット。これ売電単価20円で、今度は恐らくクリーンエネルギーの国の買い取り価格が決まると思いますが、20円で買っていただければ年間2, 000万円ぐらいの町の収入になると見込んでおります。ただ、これも簡単にいきませんので、今、県の河川課と協議をしております。というのは、ダムの水を使わせてい

ただくということで、アロケーションという法律がありまして、ダム建設費の何%を持ってというようなややこしい法律でありますけれども、今、河川課と打ち合わせをしている最中でありまして、所定の手続が整い次第、正式な協議書類の作成に取り組みたいと考えております。二川ダムの発電機、これ140キロワットと小さいんですけども、やっぱり発電所でありますので、所定の手続が必要であります。着実に事務を進めていきたいと考えております。

また、基金の状況にこれ合わせなければなりませんけれども、今、各区にはたくさんの防犯灯が設置をされております。これで電気料、これは各区長とも今後相談を十二分にしていかなければなりませんけれども、基金の状況を見ながら、電気消費量の少ないLED、あるいは耐用年数、これ10年間毎日つけてももつと言われてます、これに少しずつでもかえていけたら、地域のためにもよいことであるので、検討をこれからしていきたいと思っております。

それからもう一つ、家電リサイクル法の御質問がありました。家電リサイクル法では、廃棄家電の排出者、住民は第6条で収集運搬または再商品化するものに引き渡し料金を支払うよう協力しなければならないとなっております。国は第7条第3項で、教育活動や広報活動を通じ、国民の理解を深め、国民の協力を求めるよう努めるとしております。町においても第8条で、国の施策に準じ行うことに努めるということとなっております。町は、全町で毎年1回、各区の御協力を得て粗大ごみ回収を行っていますが、このときも家電4品目については家電リサイクル法に基づき排出していただくよう協力をお願いしているものであります。

お尋ねの無料回収業につきましては、今日までも保健所や警察とともに指導に向いております。今後も指導していくつもりでありますけれども、なかなかこれ法的な罰則とかそういうものが定められておりませんので、我々町村会といたしましても、リサイクル性の向上や廃棄物となるものの削減、排出時に支払うリサイクル料金や運搬料を製品購入時に支払う前払い制度への改正などをずっと今も要望してまいりました。今回、さらに一歩進んで家電リサイクル法にも関連する無料回収の適正な法的な規制をかけていただくように、今後も要望をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（新家 弘）

環境衛生課長、河島君。

○環境衛生課長（河島一昭）

それでは、長の答弁に補足させていただきます。

まず、低炭素社会町づくり推進基金の件でありますけれども、基金残高、それから使い道等について報告させていただきます。

基金については、平成20年度から始まっております。現在まで、というのは23年度ですけども、8,900万円を基金に積み立てていただいております。21年から23年、この3年間でございますけれども、家庭用太陽光発電、

これにつきましては1, 424万7, 000円の助成をさせてもらっております。それから、電気生ごみ処理機、簡易なごみ集積所設置、それからコンポストの購入等々に601万2, 000円を支出しております。都合2, 134万9, 000円を使わせていただいたということでございます。平成24年度、先日の予算研究会で御報告申し上げましたように、24年度予算案では、太陽光発電設備、そして太陽熱利用設備、この助成について800万円を予定しております。それからコンポスト、いわゆる水切りキャンペーンということでもろもろのものがああります。そして、今回はプラ収集用のダンプ、それからごみ袋の保管倉庫、そういったものにも1, 160万4, 000円を計上させてもらっております。平成24年度のこの予算案ができ上がりますれば、基金残高は4, 548万1, 000円ということになります。以上が、基金残高や使い道についてでございます。

それとあと、コンポスト貸与事業というのを現在実施させてもらっております。町長答弁にもありますように、平成24年2月末現在で733世帯にこれが普及、御協力をいただいております。貸し出したコンポストは1, 209個ということでございます。コンポストにつきましては、貸与した家庭へアンケートを実施しております。過去3回、アンケートを実施しておりますけども、その残飯といいますが、生ごみですけども、平均しますと500グラムを超えているというたいへん多い量でございます。今まで貸し出した世帯掛ける毎日の残飯量というようなことで計算してみますと、1世帯で約180キロから200キロぐらいの生ごみが出ているということになります。全体を合計しますと194トンということになります。194トンの生ごみが減量できたという、そういうことでございます。ちなみにコンポストを市価で買いますとかなりのものですが、町では大量に購入しますので、2, 658円ということであたいへん安く買っております。処理費を考える場合に、この2, 658円で2個貸し出しする場合でも5, 200円前後ということで、すぐにもとをとれるといいますが、減価償却ができてしまうということで今後も続けたいと考えております。

それでアンケートの結果であります。少し紹介させていただきますと、生ごみ処理が楽になったと。それから、畑へ埋めるんですが、猫とか犬に掘り返されるというようなことがなくなってたいへん便利であるというようなこと。それから、燃えるごみの量がぐんと減って、ごみ袋を使う回数も減ったというような話を書いていただいております。そのできた堆肥で野菜づくりをするとよくできたというふうなこともあります。ただ反面、においがある、虫がわいたなど、使いたくないという意見もいただいておりますので、これは今後の課題ということに考えております。

それから、廃家電、家電リサイクル法の関係でございますけども、現在、環境衛生課としましては、年に1回、町長答弁のとおり、粗大ごみの回収をして……

(発言する者あり)

それで、掃除機とか扇風機、捨てるときにどうするんなどという問い合わせがちょく

ちよくありますので、そういったものを何とか資源化できないかということで検討してまいりました。そして、清水地域については4月以降、ごみ減量実践会という皆さんで収集していただくと。それと吉備・金屋地域につきまして、公共施設へ常設する回収設備、プレハブの物置ですけれども、それを設置すべく現在検討させてもらっている状態であります。

それから、先ほどの一般的な事例ということで広報をさせていただいておるわけですが、この場合、ニュース等でも皆さん御存じのとおり、軽自動車で回ってきたと、そしてこれ積んでくださいよということで積んだと。そしたら、処理料金8万円とか9万円とかかかったと。そんなに高いんやったらもうおろしてくださいって言うたら、わしせっかく積んだのにどうしてくれるんというふうな話で、たいへん迷惑がかかっているという話がありまして、そういったことも交えて広報をさせていただいた次第です。

それと、無料回収業者が許可をとれるのかという話だったと思うんですが、有田川町の場合、一般廃棄物収集業許可対象は町内に住所を有する者ということで限定されておりますし、現在6社あります。ごみ処理基本計画では、もう数社程度の廃棄物の処理業許可ということになっておりますので、今後はこれ以上ふえることはないということでございます。

以上、補足説明させていただきます。

○議長（新家 弘）

ほかに補足説明はございませんか。

—ないようでございますんで。

8番、佐々木君。

○8番（佐々木裕哲）

2回目の質問をさせていただきます。

今、その低炭素、CO₂の削減の実績等、かなり進んでいるんじゃないかと思いません。まず、冒頭でこの太陽光発電の補助金なんですけど、後でいろいろ言いますけども、うちの場合、これ県下でこの有田川町はかなり、たしかうちと広川町と、和歌山市もたしかあったと思うんですけども、これ3町しかないと思うんです。そういうことで、こういう面についてはかなり取り組んでいるんじゃないかなと思うんですけども。うちの場合は1キロワット当たり2万5,000円の補助、それで頭が12万5,000円。広川町は、これかなり積極的に取り組んでいるようです。キロワット7万円、それで頭が28万円というようなことで、うちの3倍ぐらい太陽光の発電の補助金、これはいつまでもいかないかと思うんですけど、この基金があれば、できるだけ1つの家庭でも補助金してあげて、普及さすようにもっていけたらどうかなと思いますけど、その点も一遍お聞きしたいと思います。

まずそれと先ほど、このコンポストの件なんですけども、町長はたしか1万209

個やったかな、それで課長が1, 209個とかって言うたんですけど、これ恐らく1, 200個だと思っんですけども、そういうことです。そこで、もう少し、まずこの低炭素のことについてお聞きしたいと思います。

我が町、有田川町は気候的にも地形的にも恵まれて、町の方針といたしましても、有田川を中心としたまちづくりということで合併時から進んでるんですけども、水、太陽、風の自然エネルギーがたくさんあると思います。風力発電は、もう皆さんも御承知のとおり、平成10年度まで初期の投資の3分の1が国が補助をしてきましたが、それが打ち切られて、11年以降はもうこれは全国的にでも新規稼働は極端に少なくなっていると聞いております。しかし、今年7月よりまた自然エネルギーの電力の電量買い上げ等が導入することも決定され、今後この発電、風力にしる、太陽光にしる、今までの電力会社だけではなく、かなり動き出したというのでもかなり報道されております。風力関係でも、千葉山のところへ設置されている日本ユーラスエナジーですか、これは日本最大の風力発電会社であるんですけども、こことかJパワー・電源開発とか、最近ではコスモ石油なんかは積極的に石油会社がこの太陽光へ非常に力を入れているということを、何か転換するようなことが大々的に報じられています。また、それとこの太陽光発電、大型パネル、これが最近ではシャープとか三井物産、ソフトバンク、それに近畿日本鉄道、近鉄なんかはこれもう大々的にまた参入するというようなことも言われています。

そこで、私、きのうの地元紙のあれで見たんですけども、千葉山の町有地、これは私自身もあそこへあんなん据えたらええんとちゃうかなということで、個人的には考えてあったんですけども、住金物産がメガソーラーの計画、町が同意したと載っていました。これ本当なのかどうなのか、その点も一遍聞きたいと思います。この計画は、私個人的には、今のこのCO₂の関係でございまして、設置可能であれば、これはもう積極的に進めたらどうかとそう思っております。ところが、この太陽光発電、これ私も知らなんだんでございんですけど、ここに恐らく出席の議員もこれ、同意したということは恐らく知らないと思っんですけども。私も初め見てびっくりしたんですけども、私たち議員といたしましても、町民からあれあそこへ据えるかって、設置するらしいなと聞かれた場合、ちょっと私わからんねちゅうようなことは、これはもう私たち議員の立場上、そういうことはもう答えられませんので。それと同時に以前から企画財政課のほうへ、これ議会運営委員会から申し出をしております。何事も大型事業等については、もう計画等については、できるだけ議会のほうへ、こういうことで進むんやというようなことは報告してほしいということは、もう議長から正式に申し込んでおりますので、今後そのようにやっていただきたいと思います。

それともとに戻りますが、この今、農水省と環境省が再生可能エネルギーとして農村の電力を賄うということ、これは正式にはスマートビレッジとかいうことらしいんですけど、それは農業用水や間伐材を利用した発電、そしてまた、この耕作放棄地で

す。耕作放棄地の田んぼとか畑、ここへ太陽光や風力発電の設置を促すことが決まったと言われています。この両省、農水省と環境省なんですけど、この6月にも地元自治体、これ全国の自治体や農家にも実証実験を財政的に支援するということが決まっているそうです。このようなことを環境課を中心としてこういう事業をやるということを知ってるのか知らなかったのか、また知らなければ、調べて一遍、これもしそういうのが導入できるのであれば、一遍考えていただけたらどうかと思います。これが本当の行政の仕事だと思っています。後で聞いて、そんなんがあったんかなということでは手おくれになりますので、その点もよろしく願いしておきます。

それと経済産業省も、先ほども町長が言いましたように、小水力発電の普及を目指していると、うちも二川ダムとかいろいろ考えておるんですけど、私が言いたいのは、二川も結構です。けども、我が町には風力、太陽、小型水力発電の設置場所、これ吉備、金屋、清水もたくさんあります。小川とか用水路とかあるんですけど、私、一例として、町長も一番よく知ってると思うんですけども、この田殿田んぼあるでしょう、あの用水路。これ今、もうほとんど田んぼをつくっておりません。ところが、私も、あれは年間を通じてずっと用水を流しているわけではないんですけど、ほとんど利用しないまま下流へ流しているんですけども、あそこやなんかも、もし地元が同意し関係者が同意していただければ、あそこへ小さな、今の水力発電というのは水車を回して云々というようなそういうあれではありませんので、場所もほとんどとらないような小さな発電設備でかなりの電力も上げてるとするのは、あそこの田殿田んぼの垣倉の出のあたりから、これ小島まで、あの辺ずっとあの用水路へ一直線で据えられれば、かなりの電力が私は出ると思うんです。それと同時に、それを据えたからといって畑へ水を引けないとか、田んぼへ水を引けないということは全く関係ございませんので、そこらを一遍検討したらどうかと思います。

それと、この太陽光とか風力というのは、やっぱりどうしても自然エネルギーでございまして、気候によって、また夜になれば発電できんとか、風が吹かなければ発電できんということがありますので、先ほど言いました間伐材を利用した発電設備とか木質バイオマス、これを組み合わせると地域の電力はかなり地域で賄えるんじゃないかと思います。これらの実証実験に対して、先ほども言いましたように、できるのであれば、一遍町執行部が考えて、どこかの地区でもそういう実験をするということでございますので、名乗りを上げたらどうかと私は提案させていただきたいと思っております。これ公募するということ載っておりましたんで、その点、これが我が町の将来のこれから向かう町おこしであり、またまちづくりだと私は思っております。今後、10年、20年先の日本、またこの有田川町も恐らく発電設備にしてもかなり今現在、私たちが考えているようなことより大きくさま変わりしているんじゃないかと思っております。その点も今までの既成概念にとらわれず、ひとつ積極的に取り組んだらどうかと思います。

続いて、この家電リサイクル法、これについてちょっと再質問させていただきたいと思えます。

この家電リサイクル法というのは、これ恐らくあの内容を見てみれば、だれが考えてもこれおかしな法律です。法律というのは、国家国民の決めごとであります。それが法律なんです。法律を違反すれば、必ず罰則規定というのはほとんどあるんです。罰則のないような法律ってありません。しかし、このリサイクル法は罰則がありません。どこを見ても罰則がないんです。なければ、あるように国へ働きかけるのが私、行政の仕事だと思うんです。それか、罰則のないような法律だったら、もう廃止すべきだと思うんです。そこの点なんです。それで、国がそういう罰則規定をつくらなければ、私は町条例で決めたらいいと思うんです。例えば、たばこの禁煙ゾーンというのはこれ決まっていますね。そういう地域ありますね。公園内でたばこを吸うたらあかんど。もし見つかったら1,000円、2,000円の罰金を取りますよとか、たばこのポイ捨て、和歌山の駅前なんかはそうやってると思うんですけど、あそこなんかポイ捨てしたら罰金規則決めてますね。しかしこれ、国の法律では決めておりません。しかし、自治体独自で、これ罰則規定を決めてるんですね。私は、このようにしたらいいと思うんです。

その一遍、町長も広報で知らせるように、町長が許可した業者以外はできないと、こんな無料回収はできませんよということをはっきり言うてあるんで、それならそのように私はしたらいいんじゃないかと思えます。これ正味言うて、この法律は、言葉は語弊あるか知りませんが、グレーな灰色の法律だと思います。何かわけのわからん法律をつくって、それで片やテレビ、冷蔵庫の古くなったやつは、家電リサイクル法を払って、何千円も、それでまた運送料もとられて、何千円って払いなさいよって言いながら、こっちでトイレットペーパーと交換しますわ、もう1,000円で結構ですわ、もう5,000円要らんと、1,000円で結構ですわというようなことになれば、これ町民から見れば、当然安いほうへ行くのが当たり前じゃないですか。とは言うて、町が、それだったらもう安いほうへ行ってくださいよって、これ言えますか。法律で決まっている以上は、必ずこういうふうに規定はこうなっていますので、こうしかできませんよってというのが私は町の説明だと思うんですけど、その点、ひとつ率先垂範して、この条例等をつくれればいいんじゃないかと思えます。

私がこれをなぜ言うかというのは、無料回収が悪いということではないんです。町民が必ず不要になった家電製品は、どっかへ処分しなければならぬんです。これまた処分できなったら困りますね。それを行政が、今までだったら粗大ごみとかそういうことでやる、それで町で扱えんもんだったら電気屋さんへ持って行ってくださいと。また何だったら郵便局でお金を払って、中間処理業者へ持って行ってくださいと。ことをきちっとうたってるわけなんですね。そこらを、その無料回収業者がいろんな古物商とか産業廃棄物とか一般廃棄物運搬処理業者の町の許可を得てやっているんだ

ったら、わし何も問題ないと思うんです。その点これ、今のこの無料回収業者、私冒頭に言いましたように、悪いとか、免許を持って正式にやれば別に何も問題ないんですよ。

何か聞くところによると、そんな関係ないとなれば、一般町民があしたから、こちらの役場のどこか自分の畑のところへのぼりを立てて、やりますよ、無料で全部やりますよって、これできるんかということなんです。これ恐らく普通、この免許とか許可とか、事業、商売をしようと思ったら必ず申請しなければなりません。しかし、その申請の段階で、こういうことがあれば違反ですよとか、こういうことをやれば罰則規定でありませんよとか、時と場合によってこういうことをやれば免許を取り消されますよというのは必ずそういう制度があるはずなんです。そこらも一遍きちっと調べて、行政指導なら行政がする、そしてもちろんこれ、全国各地でこういうことをやっていますので、町長、今現在、町村会の和歌山県代表として出てくれておりますので、そこらと一遍連携もして、そして仮に隣の町が、うちはまだせえへんのやと言うんだったら、うち独自だけでも町の条例やなんかをつくったらいいと思う。私はこれをつくって、だれひとり怒る人はないと思うんですよ。もう正式にやりましょうよ、きちっと。免許なら免許を持ってる方にやってもらおうと。うち今現在、町内に6社あるってさっきも言うたでしょう、6社の方に任せたらいいと。この6社の方が処理した場合は、最終処分場まで、例えばテレビならテレビ、冷蔵庫なら冷蔵庫、どういうふうにして、最後はどこまで行ったよということは証明書でずっと流れていきますよ。例えば、外国へ行って、どこぞのええとこだけとって、それを海へ捨てるとかいうような今、問題にがいに出てますけど、そんなことは今の日本の正式なこのリサイクル法に基づいた業者では、そんなことは絶対にできません。そしてまた、そういうことをすれば大変なことになります。

ところが、あの無料回収といたら、どうも私はそういう専門業者じゃないしわからんですけど、何か途中で行き先が、集めたあれがどっかでどうどなってるんと違うかという、だから僕はこのリサイクル法というのは灰色のグレーでかかっているところがあるということなんです。とにかく、そこらを一遍考えてやりませんか。でないと、これ、このまま延ばすようにしていったら、一般の方、よく私も聞くんですけど、聞かれるんです、あれ、どないしたらえんかって。僕は僕でしっかり言うよ、きちっと。リサイクル法でもう決まっちゃうんだだけ、それはもうそうしてもらわなあかんど。あそこへ持っていったら安いと、いきなりそんなこと、これ言えません、自分の立場上であって、法律で決まっているんやから。そこらはひとつ、どのように考えているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員の2度目の質問にお答えをしたいと思います。

まず、太陽光の補助金でありますけれども、おっしゃるとおり、広川町はうちの約倍を払ってます。広川町の実績は聞いたことないんですけど、うちよりか約倍近く補助金を出しております。それで、うちはそこまで出せるんかというののはちょっとわかりませんが、今の制度、120件が12万5,000円、キロワットについては上限12万5,000円。これは続けていきたいなと考えております。

それからもう一つ、さっき1万2,009個って言うたのは、1,209個の間違いであります。訂正しておわび申し上げたいと思います。

それからもう一つ、太陽光のメガソーラー、千葉山、これ決して同意も何もしてません。来てることは事実です。これは3月2日の日に住友物産の役員さんらが8名ぐらいおみえになって、できたらやりたいんだということで、ただ新しい電気の買い取りの価格も決まっていませんけれども、できたらやりたいという希望を持って来てくれていることは事実でありますし、これは開発公社の土地でもありますんで、まず理事会の了解も得られん間に、開かれん間に町が同意したということは決してありません。ただ、もしこれが現実可能であれば、前向いて進んでいきたいなと思ってます。それから、またできるだけ決まれば早い時期に議員の皆さん方にも御報告をさせていただいて、御協議をいただきたいと思ってます。

それから、耕作放棄地への太陽光の設置、これ僕ちょっと勉強不足で知らななんですけど、今まで農地へは太陽光発電が据えられないということで、岡山かなんかで一農家が据えたやつを撤去させられたと、これ去年のことでありました。一回法律をどんなに変わったんか、担当課で調べていただいて、実は清水地域にも耕作放棄地で太陽光の設置するような適地というのか、そういうのがたくさんありますんで、そこからあたりの法律を一回調べさせていただきたいなと思います。

それから小水力発電、先ほど田殿田んぼの用水のお話がありました。実はこれも全国の土地改良連合会というところでこの小水力発電を推進してまして、実は和歌山県でいろんなところで検証をしたんですけれども、なかなか採算に合うというか、もうかるようなところが少ないということで、紀の川用水、これはもう結構大きな用水でありまして、これは橋本から和歌山市までかな、流れている大きな用水があります。ここでつけるということが決まっております。ただ、田殿田んぼの用水のあのぐらいのところ、どのぐらいの発電ができるんか、そこからあたりも1回これから検討をしていきたいと思っています。

先ほども言うたように、二川の小水力発電でうまいことって年間2,000万円も上がるのであれば、またいろんなところを探して、町単独でも、小さいやつでもこれから据えてたらええんちゃうかなということで、今後検討をさせていただきたいと思います。

それから、ちょっとバイオマスのお話がありましたけれども、これはバイオマスの発

電というのがもし確立されれば、我が町も森林面積が多いんで、非常に経済効果というかそういうもんが出てくると思いますけれども、安定してそれは供給できるかと言えば、なかなか難しい面があるようです。ただ、そういう実験、6月に経済産業省が実験を3カ所ぐらいやるんやという方針を打ち出してますんで、一回またそのほうも研究をさせていただいて、もし国の研究機関でそういう実験をしてくれるのであれば、喜んで誘致もしたいなと考えてます。

それからもう一つ、リサイクル法、議員おっしゃるとおり、全くこれグレーな法律でありまして、何の罰則もないし、出すほうにも必ず出しなさいよ、それを出さなんだら罰則しますよというような法律というのはなくて、とにかく協力してくださいというような法律であります。何か今回、今の180の通常国会において、この家電リサイクル法をきちっと整理をして罰則を設けるような法律を出すんやという、今動きがありますんで、それも注視をしていきたいなと思います。なかなか町村会もこれもうずっと取り組んできてて、とにかくもう買うときにそれ料金に乗せてほしいよという話とか、そういう運動もしてます。今後もそれは続けていきたいと思ってます。ただ条例については、議員がおっしゃるとおり、有田川町だけでこれちょっとやるということは非常に難しい面もありますんで、今後、横の連絡を密にしながら、また県へも要望しながら、和歌山県全体で取り組んでいけるような方法でこれから協議を進めていきたいなと思います。

○議長（新家 弘）

ほかに答弁ありませんか。

—ないようでございます。

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木裕哲）

最後の質問ですけど、簡単に言います。今、町長の話も聞き、担当課の話も聞いたんですけど、とにかくまずこの低炭素のほう、私も千葉山、さっきも言ったように、町長もその話、住金物産ですね、これ来ていただければ、恐らくそれはすべてが万々歳というわけには、何事もそうですけど。やけどまあこれ、あそこへあのちょうど風車の下あたり、あそこへ、上は風車が回ってる、下は太陽光発電やってる、そして先ほども言った田殿田んぼとかそんなところでも小型の水力発電、そして清水へ行けば間伐材で発電をやっていると。私が言うのは、町独自でやれというんじゃないですよ。これはもう企業がどこか、そういうやりたいという企業も、また中小企業もたくさんあります。そこらを一遍、行政も誘致ちゅうんか、それをして、我々は行政としてできるだけのことは後押ししてあげて、それで地域の活性化というのに向けてらいいかと思うんです。私はこれ、町独自で発電事業をやれとかいうような、こんなもんやったところで、行政でやって絶対に成功する例はないと思います。やっぱりこういうのはプロに任せなあきませんので、その点よろしく願いしておきます。

それと、最後に言いましたリサイクル法、なかなか難しいとか言うんですけど、これ国が国会で通ればいいんですけど、やっぱり何事でも、よそがやらんさかいうちがやらんというんじゃないに、いいことだったら私、取り組んだらいいと思うんです。まあ見てごらん、町長、振り返れば、先ほども一番冒頭に言いましたように、環境衛生課、そして当時の福祉課、町長自身も相当これいろんな頭で悩んだと思うんです。というのは、こんなごみの入札制度というのは、恐らく県下でもそんなになんないと思うんです。全国的にもないと思うんです。それをやったわけなんです。それが結果、こうしていろんな基金でも8,000万円も浮いてくるというようなことになってきたんで、これみんなが喜んで、そのためにこの今、太陽光の発電という補助金も、これ一般会計から出してるようなんですけど、これみんなの町民の協力してくれたおかげでこうなってるわけなんです。それで、これが本当の私は有効利用だと思うんで、これ町条例は難しいと言いましたけども、難しいのをやるのがまたうち独自の行政だと思うんで、その点もひとつ前向きに考えていただきたいと思います。これでもう私の質問を終わります。

○議長（新家 弘）

以上で佐々木裕哲君の一般質問を終わります。

暫時休憩をさせていただきます。

15分休憩をさせていただきます。

~~~~~

休憩 10時25分

再開 10時43分

~~~~~

○議長（新家 弘）

再開いたします。

……………通告順2番 10番（殿井 堯）……………

○議長（新家 弘）

10番、殿井堯君の一般質問を許可します。

○10番（殿井 堯）

議長の許可を得ましたんで、一般質問に入らせてもらいます。

その前に、今期をもって退職をされる7名の課長に、一言御苦労さんでございました。本年度も全くたいへんな災害、台風などが起きて、その件に携わった課長さん、また今、最初の議員が申されたように、ごみの関係で奮闘された課長さん、いろいろ個々奮闘されてる課長さんに、改めてこの席から御礼を申し上げます。

本年当初予算で165億円、156億円という前年度の予算よりか9億円近く、また今年度も上がってきました。その165億円という予算を聞いて、またこの肩にずしっと重みも載せてくれまして、ずんずんやせた体にまたやせてくるというような状

態になってきますけれども、そういうことになる予算に対しては、やっぱり我が町も、ここでもう一度ふんどしを締め直してかからないと大変なことになります。今、合併の交付金とかそういう面でいろいろと予算を国のほうから補助金もつけてもらっていますけれども、ぼつぼつとまた起債という考えも出てきます。

そこで今回の質問なんですけども、前議員が申されたように、ごみの件でも5,000何ぼというふうな頭の使い方、知恵の絞り方、やり方でそういう予算を縮小できます。また、そういうお金も残すことができます。今後、我が町に課せられて、こういう小さな我が町でございまして、和歌山県で4番目、5番目の予算を組まないかん、これは一言に言うても大変なことなんです。1つ間違えば町民に負担をかけるばかりの予算の組み方であります。でも、それを何とか執行部、議会、一生懸命に頭を絞って前へ前へ進めていきたいと思えます。

さて、本題の質問に入らせていただきますけども、まず冒頭から言うてるように、有田川町の無駄を省こうということで、まずコンサル関係、そこへ職員の技術向上、これを図りたいと、そういうふうにして質問を出させてもうてるわけなんですけども。まずコンサル関係の一応入札をしてやってもらおうと、その内容なんですけども、いろいろ各課から出てくるコンサルからのその資料をもらいますと、これで果たして職員全部がそのコンサル関係の内容を把握して事業へ出しているのか、その内容は全部把握しているんかっていう疑問をまず1点持ちます。やっぱりそのコンサル関係なんかの何をやろうと思ったら、やっぱりそのコンサル関係と対応できる能力を持っていないければ、仮に1億円の仕事が上がってきたと、その1億円の内容を職員全体、また我々議員もある程度把握してないと、これは正当なもんか、正当の金額を出してるもんか、全くわからんと、それをうのみにして工事発注に移ると。いささかしかし、これやったらおかしいじゃないかと、こういう金額がかかるかどうかということ把握した上で、やっぱりそういうことをしてから発注でないと、ただもうコンサルから上がってきた、それをうのみにして全部発注にかけると、後でこんなにも要って何でやるかっていう、我々議会でも疑問に出てる答弁もあります。

また昨今、予算委員会でもわちゃわちゃになってる予算も上がってくることもあります。そういうことでは、この小さな町で、165億円の予算を抱えて前へ前へ出航しようとしてもなかなか難しいと。そこで、やっぱり職員に対してその技術を、今の課長が悪いって言うてるんじゃないですよ、昔の課長さんなんかは、鉛筆を持たしたら、ある程度図面を引き、図面をかいたりすることをやったり、自分が把握してやっていると。今はとにかく便利でいいですから、コンサルまかせになってると。そういうふうなことで工事を発注したらミスが出てくると。そこで、きょう、明日に言うて、それをやる技術力は職員につきません。だから今後、今我が町がやってる機構改革に並行して、お互いにその課長になる、また部長制度も引く、その部長が把握した内容でこれから進もうと思ったら、やっぱり技術力を高めないと。そういう点で、

今後、我が町のどういうふうに進むか、こういうふうに進むかっていう、その答えをまた町長のほうから、そういう考えは持ってるんか、機構改革をやるのに対して、並行してそういうことも持ってるんかどうか、職員の向上をどういうふうに考えてるんか、その点、町長のほうからまた答弁もらいます。

それと、これ1、2、3と書いてますけど、これも連結してるんで1、2、3の答弁で結構です。

それともう1つ、4月から始まる教育のほうで柔道なんですね。これは、日本の武道でやっぱり意気盛んなスポーツということで、これは歓迎します。しかし、その内容なんです。よっぽど人に教えるっていうことは、これは試合、対抗で、悪い言葉で言ったらけんかみたいなもんです。だから、これに伴う危険度っていうのは物すごいあると思います。だから今現在、柔道をやって下半身不随になったとか、もう全く機能がなされていない人間になったとか、よくテレビでやってますけれども、これを万全な注意を持ってやっていただかんと、相手はまだ中学生です。これに対して前途ある中学生は、そのことによって今後進んでいく進路を絶たれたというふうなことではふびんが残るし、我々にも悔い残るし、その点、どういうふうな今後の対策を練ってこの道を進んでいってもらえるんか、この今の現代の教え方をどのようにして考えていただいているんか、まず答弁をこれも求めていきます。

この2つについて、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

殿井議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、今年度の予算でありますけれども、議員御指摘のとおり、23年度より当初予算、8億6,800万円増加をしております。これいろいろな要因がありまして、吉備中学校の改築、それから学童保育、それからあさぎり周辺の整備、それもう1つ大きいのは消防署の建築の予算もちょっと24年度分に入ってます。この大型工事が4つほど終われば、恐らく130億円ぐらいまで当初予算を落とせるん違うかなという考えを持っています。何しろ大きな予算でありますし、合併してからもうことしで6年目。あと10年すれば、実は合併の特例でありました算定がえの特例というのがあるって、この後9年後には、その特例が消えた時点で12億円ぐらい交付金が減ります。それでこれをあと10年かけて12億円の削減を、これしかも経常経費で削減していかなければならないということになりますんで、今後よっぽどいろんな無駄を省く方法でやっていかんと、なかなか経常経費で12億円を減らすというのは非常に困難なことだと思っています。

それから、議員御指摘にありました、いろんなもろもろのことですけれども、現在、有田川町における建設事業については、建設課等の協力を得ながら、それぞれ

の担当課が今まで主になってやってまいりました。例えば、教育委員会、それから産業課、福祉課、これもいろんな建設工事も伴ってきます。それがやってきたんですけども、御指摘のとおり、この現在の事業の進め方については物すごく改善の余地があると思います。それで今後、各分野で、もちろん意見を尊重しながらまとめたところで、別にもう一度精査をし直すということで、今度は間もなく始まる庁議、これは部長会議ですけれども、そこでも十二分に検討してやっていきたいと思っております。

また、今までも事業の職員、言えば建築1級を持った職員とか、そういう専門職というのは採用してなかったんですけども、今後やっぱりそれも検討していかなあかんのかなという考えももってますし、また一般の事務職員も事業系のところに配属させて、いろんな方法で勉強して、また、できればその職員にもいろんな資格を取得すようにこれからやっていきたいなと思っております。そういうことで、現場の経験を積みませながら、職員全体のレベルアップを今後図っていききたいと考えております。

○議長（新家 弘）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

殿井議員にお答えを申し上げます。

武道必修についての指導者の配置状況につきましてでございます。文部科学省では、平成20年3月に中学校学習指導要領の改訂を告示し、平成24年度から中学校の保健体育の授業で武道が完全実施されます。近年、子どもたちの体力の低下、若年層におけるモラルの低下、少年犯罪の増加など社会情勢の変化を受け、新学習指導要領が全面実施されることになりました。武道は、我が国固有の文化であり、武道に積極的に取り組むことを通じて、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視するスポーツでございます。中学校の武道の授業は、原則、柔道、剣道、相撲、この3種目いずれかを選択して、男女とも授業を受けることとなります。

有田川町では、柔道を選択する学校が2校、吉備中学校、金屋中学校、また剣道につきましては3校、石垣中学校、白馬中学校、八幡中学校になってございます。本町では、既に21年度から3年間、武道必修化への準備のために外部指導者を^{しょうへい}招聘し、武道の授業を実施してきました。また、武道指導の安全管理講習会、実技講習会、研修会等々、教員の武道指導の向上を図っておるところでございます。

指導の配置状況につきましては、各学校ごとに専門の指導者を配置し、外部の講師も活用しながら武道学習の充実を図っていききたいと考えております。今後も安全管理等を徹底しながら推進していききたい、そういうふうと考えてございます。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

今説明いただきまして、どうこうということではないのですが、やっぱり技術者というのは、きょう明日言うて、おまえやれっていうわけにはいかないので、多分、仮に下水、建設、水道、総務、ここらあたりは対応をすぐできると思います。でも、仮に公共事業が起きた場合に、どうしても仮に住民福祉、そのようになると専門家、分野分野違いますんで、そういう課から上げる予算は、公共事業の場合ですよ、そういう上げる予算は、ある部署の専門家で練ってヒアリングなりなんなりしてもうて、それで上げやんと、どうしても手落ちが出てくると。しょっちゅうなれてる現場でやれば、そういう方向づけもできる。

現在、今うちでやられてる教育の吉備中学ですね、この大きなプロジェクトでも、専門家が入ってるのと入ってないのと進みぐあいも違うし、また予算を立てるのに積算するに対して、この積算が合うてるんかどうかっていうことも違う。そういうもんで、ある程度の専門知識がなかったらそういうことできないので、うちに指名資格審査委員会というのがありますけど、そのようなもんで仮に今度やる消防の大きなプロジェクトも、消防署の現場から上げてもらおうと。上げてもらって、現場の要望を聞くと。しかし、その練るときに、技術面はそういう技術者でなかったら、なかなか前に進まんし、それは適切なことの指示をしてるかどうかもなかなかわかりにくいと思います。だから、そういう和歌山県とか和歌山市、大きな海南市、新宮、田辺、ここらあたりになったら、そういう畑で育った人を雇ってると。そういう専門家も雇うこともできますよ。だけど、こういう小さな町では、なかなかそれはしにくいと。しかし、それをせんことには、無駄が多くなってくる。

だから、冒頭に申したように、これだけの予算をこなしてる町なんで、その無駄をなくすっていうことが一番これから大事なことなんで、せっかく投資して、あさぎりで5億円、また吉備中学校で46億円、また消防で15億円、こういう大きな膨大な予算をやってこなしてるんやから、それに対して技術者は対応できる技術者でないと、なかなか正直言うて素人では対応できません。だから僕の一番望むというのは、そういう技術者を4～5人集めて、まず福祉関係から上がってきた工事であっても、その技術者が寄って、それだってヒアリングして、それでその積算をして、これで順当やろうと。今、仮にコンサルから上がってきた見積もりを見ても、なかなかその内容まで把握できるっていうのは、そういう専門家、建築、下水とか水道とか、そういう総務課とか専門家でないとなかなかわからんと思うんですわ。だから、そのまま把握して、そのままもうええやろ、コンサルが上がってきたんやけ、このまま発注したらええやろうと。だけど、後でやっぱり精査したら、この部分は高い、この部分は安いっていうものも出てきましょう。だから、そこらを極力、そういう部署をつくるっていうふうな感覚でやってもらいたいと。

2問目の柔道の件なんですけども、これは有田川町にも5校ですか、中学校は。5

校ですね。だから、吉備中学はもう生徒の数から言うたら、十分何人かの指導員が欲しいと思います。だから、石垣・金屋中学、ここらは1校にして、それで数多くの、なかなか石垣とか、仮に八中とか白馬とかって、そういうところは数少ないでしょう。だから、そういうところの対処をするのに、1人とかそうではなしに、そういう統合をして、10人しかないところは、仮に10人寄ったら20人になると。活気も出てくるし、子どももやる気も起こってくる。そういうふうな関連でできないもんか、また一遍提案だけさせてもらいますけども、その点、また一遍どういうふうな考えを持って、どういうふうに、そういう考えもあるんかどうか、またお答え願いたいと思います。

これで2回目、終わります。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

御指摘のとおり、今までのやり方は非常に改善の余地があるという感じを持っています。うちの職員の中にも結構優秀な職員がおりますんで、そういう者を集めて、そういう福祉とか教育とか、そういう産業課とか建設があっても、技術者がそこに入っていないということがあると思いますんで、今後はそれはもうその各課の意見を十二分に尊重しながら、一回再度チェックできる体制を4月早々に部長会で立ち上げるように検討してまいりたいと思います。

○議長（新家 弘）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

殿井議員の質問に答えたいと思います。

指導者のバランスの件だと思うんですけども、これはうちの町内でも柔道の有段者が8人ございます。剣道もたいへん多くございます。その辺の人事のバランスというのがあるんですけども、その辺はまた外部の指導者もたくさんおられます。その辺も活用しながらバランスを図っていききたいと、そのように思っています。

○議長（新家 弘）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

最後の質問に移りますけども、答弁はもう結構です。

そういう関連でありますんで、我が町もしっかりしたプロジェクトを組んで、そういう技術者的な意見も聞き、そういうふうな大きな事業があればそれへ対処できると。そういうノウハウを持ってなかったら、これかなり中身までせんさくしようと思ったら、やっぱりコンサルと話をしもって、高いんちゃうんか、この部分ではこんな部品

でええんちゃうんかっていうとこまで話をしようと思ったら、それなりの技術を持った人でないと、向こうはプロです、こっちはやっぱりそのノウハウを持ってないと。

また、消防関係なんか、特殊な機能、特殊な工法でやってるでしょう。免震工法って、今までないような工法でやってるんで、この知識もある程度を持った人で対応していかんと、どういうふうに進むかっていう道っていうのは、やっぱり遠回りする何もあるんで、その点だけまたしっかりとそういう組織をやっていただきたいと。

それと学校の柔道の件なんですけども、くれぐれも安全に対処して、日本の国技なんで切磋琢磨していい選手が育てられたら、これはもう鬼に金棒、これに対することはいないんですけど、一番心配するのはけがです。これを十分注意して、今後しっかりと頑張っってやっていただきたいとこのように思いますんで、よろしく願いしておきます。終わります。

○議長（新家 弘）

以上で、殿井堯君の一般質問を終わります。

……………通告順3番 6番（前勢利夫）……………

○議長（新家 弘）

続いて、6番、前勢利夫君の一般質問を許可します。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

6番議員は通告書提出に基づき、再生可能エネルギー開発について、全国棚田サミットについての2点に当たり、当局の見解対応を求め質疑を行います。

なお、8番議員からも、廃棄物を中心とした、またバイオマスを中心とした問題も提起されまして、当局も答弁されたんでございます。若干重複するところもございますが、私もこれから質問させていただきます。

改めて申し上げるまでもなく、生活必需品として最も大切なエネルギー。エネルギーには、物を動かしたり物の状態を変化させる力があります。人間は、個人的にも社会的にも生活を維持、発展、より快適に過ごすためには物を生産して市場へ提供、消費の循環が必要であり、これらを営む事業、いわゆる産業と呼称されており、すなわちエネルギーはまさに産業活動、個人生活活動のすべてに関連を持つ基礎的な産業であると。したがって途絶すれば、経済的、社会的に大きな混乱をもたらす可能性、公益的生活がより強いこと、資源産業であり、その状況により国や企業として確保や採算の事柄が大きく変わること、装置産業の要素が強く、大規模な投資を必要とすることなどの特徴を持つ。これらの特殊性のために、低廉化供給、安定供給、国民的・社会的利益との、いわゆる公害懸念等を含め企業基盤の強化などが要請される。人類は、長期にわたり農耕を中心とした産業構造の中で、手工業を中心として、そのエネルギー源は樹木植生、いわゆる再生可能エネルギーを利用活用してきたことは歴史の示すところであります。

1760年から1900年代にわたり、イギリスから始まった画期的産業形態産業革命と称されていますが、日本では明治30年、1895年ごろから、新しい基礎的原材料として、鉄と鋼の使用のために、新しいエネルギー源としての石炭、蒸気機関、石油、電気、内燃機関、新しい機械発明による受け皿としての工場制度、交通通信の発展、科学的応用の増大、これらの技術的変化は天然資源の大量の使用と製品製造の拠点工場による大量生産を可能とし、まさに革命的産業形態を現出したのであります。

反面、先にも指摘したとおり、その主役としてのエネルギーは、石炭・石油副産物としての蒸気、ガス、電気、さらに20世紀後半から実用化された第3次エネルギー源としてのウラン・原子力、いずれも化石燃料エネルギーであり、その弱点として再生できない枯渇性の資源であります。昨年3月の東日本大震災は、従来のエネルギー政策に世界的大衝撃を与え、提起し、再生可能エネルギー、太陽光を中心とした風力、水力、木質植生等の本格的開発利用の推進を決定づけたと言っても過言ではないのでしょうか。

21世紀に入り、人類は生物工学、人間と機械の関係を研究する時代、バイオテクノロジー（BT）を迎え、日本国政府は平成14年12月6日（2002年）、BT戦略会議においてバイオテクノロジー戦略大綱を決定し、飛躍を目指した3つの戦略として、1、研究開発の圧倒的充実、2、産業化プロセス（過程、行程、進行状態に処置）の抜本的強化、3に国民理解の徹底的浸透を決め、戦略の実態をより現実化される社会として、1、健康と長寿の達成（よりよく生きる社会）、2、食料安全性、機能性の向上（よりよく食べる社会）、3、持続可能な快適社会の実現（よりよく暮らす社会）、4、BT分野において世界に貢献する日本、5、我が国産業の国際的競争力の向上と新産業の創設が法制化されて以来、10カ年の歳月が流れております。

私の地域、旧清水町においては、17年2月、合併1年前、清水地区地域エネルギービジョンを公表しております。当然このことは合併協議の中でも受け継がれているものと考えますが、現況の状況にかんがみ、火急の課題として提言させていただきま。面積351.7平方キロ、うち森林面積269.44平方キロ、町面積の77%、県下町村中1番であります。したがって、森林の対応策を抜きにしてはまちづくりを考えられないのであります。しかるに森林を母体としての林業の姿は、余りにも厳し過ぎます。戦中の強制伐採による優良材の不足のため、戦後復旧のために外国からの輸入材に頼らざるを得ず、1960年、昭和35年、丸太材は関税ゼロ、その後、木材すべて、合板材を含め1.7%、木材の国内自給率は20%。この流れの中で好景気に支えられた1980年、昭和55年、国の木材生産価額は9,674億円をピークに、2005年、平成17年には2,102億円、最盛時の22%。旧清水町においても10億9,000万円。当局は最近把握されている木材の生産額とその価格を提示されるとともに、旧清水町関係についても状況を報告されたい。

同時に、銘木を除き現在の市場価格を基準に伐採費、運搬費、運賃等の必要経費を

除いた立米当たり、一体どのぐらいの収益があるのか御教示願います。

24年3月1日現在、有田川町総人口は2万7,855人、男1万3,152人、女1万4,703人。旧清水地区3,958人、構成比率は14.2%。旧金屋地区8,366人、構成比率30%。旧吉備地区1万5,531人、55.75%。いかに第1次産業、農林水産、特に林業地帯、いわゆる過疎地の衰退が過疎化を如実に物語る数字でございます。従来対策として、過疎法、辺地法、山振法等、てこ入れはまさに驚愕的なものがありますが、産業改革の具体的取り組みに問題があったのではと考えるを得ません。解決のためには、そこに居住する一人一人の問題に対し、意識改革をどう展開し、何をなすべきかはっきりした指針を行政は打ち出すべく待ったなしの時期に直面していると存じますが、いかにお考えですか。

今こそ客観的状況を顧みますとき、人類の活動の対処であるエネルギーの確保を従来の化石燃料だけに頼ることなく、そのリスクは余りにも大き過ぎます。木質植生を資材としての再生可能エネルギー、木質植生バイオマス開発事業、林業が不振であったゆえに大量の備蓄がなされたことは明るい材料でもあります。幹から枝葉に至るまで、また樹皮、皮、廃材加工を含めて出てくるいろいろなひきこ、果樹の剪定等にすべては利用可能であり、ビジョンを作成し発表していただきたい。

その留意すべき問題点を挙げてみますと、1、資源の安全供給体制の構築が必要不可欠であります。2、森林組合、木材組合との協業、自治体として林業再生に対する取り組みが必要であります。3、バイオマス製造企業との協議、連携。4、森林資源の切り出し、運搬、加工、保管場所の確保。5、有効利用必要不可欠（温水プール、病院、老人施設、公共施設、個人家庭）。6、農業との協業（ハウス栽培、果樹園等）。7、電力会社への売電価格を太陽光発電並みに買い取らせること。国の施策が絶対必要であります。8、設備の初期設置費がかさむため、国、自治体の補助金が絶対必要であります。9、専門知識を有する企業立案が推進できる人材の確保。10、地元大学、高専、研究機関による指導要請。最後に、地産地消を原則としての地域打って一丸第6次産業確立を目指して太陽光、風力、小型水力、バイオマスエネルギーを中心に、有機農業による安心・安全の農産物をつくり、世界市場に通用する商品・産品を産むための土壌改良材としての木質植生肥料も視野に入れることを要請し、答弁を求めます。

次に、全国棚田サミットについて伺います。

1、参加団体、参加者数を現時点でどの程度把握されているのか。2、宿泊施設の確保状況と対応をどうされるのか。3、旧清水町の棚田は、笠松佐太夫先生の御功績期を抜きにして語れません。サミット開催に当たり、どう取り扱われるのかお尋ねいたします。4、あらぎ島棚田については、展望台設置は不可欠であり、12号台風三田地区の復旧とも絡み、どの場所にどのような構造を持って当たられるか、当然県との関係も不可欠と存じますが、対策、対応をただします。5、当局は、教育委員会

とともにあらぎ島を重要文化的景観地としての国の指定を受けるべく努力されているが、その経過並びに見通しをたします。6、TPP交渉の中で米作だけは自由化は絶対妥協を許さない、これは国民の願いでもありますし、もちろん国民の中の地域を形成する地域住民の切なる願いであります。町長は和歌山県町村会長として、また近畿連合体の会長として、第一線で一番その状況はおわかりのはずでして、献身的に努力されておりますことを改めて敬意を表しますと同時に、今後ますますこの理念だけは、あらゆる機会を通じて当局に当たっていただきたいことを、この際強く要望しておきます。

サミットを目前に、また地域発展、活性化のため、力強く自主的に取り組まれている紀清会、清水中央商工会等に物心両面の立場からより一層の支援、後援が実施されることをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず、林業の問題でありますけれども、前勢議員おっしゃるとおり、戦後の木材需要の中で清水の森林、数多く伐採されております。その後、今現在あるのが、大方はその終戦後、植えた木で50年とか60年以内の木が非常に多いという感じをします。私も林業というのは、今後ますますCO₂の削減も含めて、いろんな多目的な機能を保つために林業というのは非常に大事だと思います。そのためには、これからもやっぱり今の放ったらかした現状を打破するために、まず間伐にしっかりと力を入れなければ将来のためにならないという考えを持っております。私も去年でしたか、12月にまた清水で言うてくれまして山を購入したいきさつがあります。林業というのは、これから非常に本当に大事な役目を果たしていくということで、まず間伐に取り組んでいきたいと思っております。

前勢議員から多くの御提言をいただいておりますので、十分な答弁ではないかもしれませんが、まず質問の有田川町及び旧清水町における木材生産額についてのお尋ねがありました。お答えをしたいと思います。

平成22年度における有田川町の木材生産量は、搬入間伐、皆伐合わせて約4,000立米、うち旧清水地域は3,760立米となっております。販売額については、全体で約7,450万円、うち清水地域で7,320万円ほどとなっております。ただ、有田川町産だけの販売額はわからないという民間業者もいるので御了承願いたいと思います。

次に、木材の販売に至るまでの経費でありますけれども、搬出については、その場所によりまして大きく変わりますが、一般的な例を申し上げますと、1ヘクタールを搬出する場合、作業道整備や搬出人件費等に約55万円、現場管理費が10万円、運搬経費が11万円ほど必要となりまして、経費合計は約76万円となります。これに

対して販売できる木材は4.5立米で、価格は約2.7万円。これだけでは4.9万円の赤字でありますけれども、これに対して作業道開設や伐採搬出補助金が5.4万円ほどありますので、差し引きわずかですけれども5万円ぐらいのプラスとなっております。

また、木質バイオマスについては多くの提言をいただいておりますけれども、発電エネルギーとしての利用基盤が確立すれば、本町も大きな資源を有し、林業の活性化につながるものと考えています。しかし、新エネルギーとして技術的にも経済的にも確立しているのは、風力発電、次いで太陽光発電ではないかと思えます。木質バイオマスは、技術的な問題もあるのでしょうかけれども、材料コストが高く安定購入ができないということが大きな障害となっているようであります。このことは、先ほど8番議員にもお答えしましたとおり、国の方策、去年の3月11日の原子力の事故以来、こういった再生可能なエネルギーが本当に注目の的になってますので、このバイオマスについても、国の方針をしっかりと見きわめながら取り組んでいきたいなと思っております。まず、やっぱりこのバイオマス発電については、国が発電技術や政策的な電気の買い取り価格など、入り口と出口の部分のしっかりと確立をしていただく必要があると考えてます。

また、木材樹皮を利用した土壌改良剤、いわゆるパークミンでありますけれども、この製造については森林組合等の御意見のお伺いをしたいと思っておりますけれども、現在はほとんど大手肥料メーカーが供給しておりますので、また需要も極端に伸びていないことから、まず収益の出る生産コストが可能かどうかを研究させていただきたいと思っております。

それから、棚田サミットについてのお尋ねがありました。参加団体、参加者数はどのようになっているのかということでもあります。過去の棚田サミット開催地はもとより、全国棚田連絡協議会に参加されている市町村、団体等に参加を呼びかけていくつもりであります。参加者数を最低1,000人と予定いたしておりますので、具体的には本年度の開催等の情報も参考にこれから検討していきたいと思っております。

また、宿泊施設、できるだけ清水地域で泊まっていたきたいんですけれども、清水地域では民宿・民泊等も含めて240人、金屋で30人、吉備では70人が宿泊していただけると考えています。また、周辺の1市2町では1,100人程度、宿泊施設がありますので、合わせると有田地方でお泊まりいただけると思いますが、場合によっては海南、あるいは和歌山市まで宿泊地を伸ばしていかなければならないと思っております。また、御希望があれば高野町にもお願いをして、宿坊も利用をさせていただきたいと思っております。

また、笠松佐太夫先生の功績をどのようにこの棚田サミットで扱うんかという御質問でありますけれども、まだ具体的には決まっていますが、あらぎ島が棚田サミットの中核であります。現在のあらぎ島の礎を築かれた方ですので、その功績をどのように取り上げるのか、今後検討をしてまいりたいと思っております。

それから、あらぎ島の展望台の御質問がありました。現在の展望台から少し清水寄りに742平米の用地を購入しております。本年度、駐車場やあずまやなどを供えた390平米の展望所を建設する予定になっております。

また、重要文化的景観、現時点の見通しでありますけれども、実は昨日もこの調査委員会を開催していただいて御議論をいただいたところであります。平成22年10月から本年度にかけて、文化庁からの文化的景観保護推進事業の交付を受けまして、和歌山大学やあらぎ島文化的景観保存調査委員会及び耕作者等により、本質的な価値や特性の把握を行いました。また、普及啓発パンフレットを作成するとともに、昨年7月には調査成果報告会も開催しました。今後は調査結果をもとに保存計画の策定、計画書の発刊を行い、平成25年1月に国への申し出を行う予定であります。ただ、これは全町的に今、調査をやっているんですけれども、まずはあらぎ島周辺ということで進めていきたいと思っております。ただ、景観については、いろんな条件とか建物の色とか、景観にふさわしくないような要綱も多分入ってくると思っておりますので、そこはやっぱり地域の住民の方々と十二分に今後話し合っていく必要が十分あると思っております。

それから、T P Pの話であります。まさにおっしゃるとおり、このT P Pの参加は、全部が全部違うと思っておりますけれども、農家にとってはたいへん打撃の多い政策であります。このことについては、和歌山県の多分議会筋の方、あるいは町村会全体でも、これを今まで何回となしに反対の要望を行ってきました。もちろん、全国町村会も何回となしに国のほうに、これはもう絶対やるべきではないという要望書も持っております。今後も続けて反対の立場で事あるごとに頑張っていきたいと思っております。

それから、紀清のつどい、清水中央商店街等への支援ということでありますけれども、清水地域には地域の活性化を図るため活動している多くのグループがあります。そうした取り組みに対しまして、まず御礼を申し上げたいと思っております。町としても地域活性化のための活動には精いっぱい御支援をしたいと思っております。また、棚田サミットに向け、御協力を御願いしなければならないと思っておりますし、清水中央商店街においてはきめ細かな臨時交付金事業により2,300万円を交付させていただいて、しみず地域まるごと体験観光創出事業としていろんな取り組みを行っています。今後ともそうした活動に対し、町としてはできる限りの支援をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（新家 弘）

ほかに答弁ありませんか。

——ないようでございます。

前勢君、再質問はございませんか。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

8番議員も私も指摘いたしましたとおり、この再生エネルギーをやるということは、今までの化石燃料から脱却するということが一番の大きな原因になると思うんです。恐らく東北大震災も、福島第1号、第2号から第4号までに至るあの惨事がなかったら、依然として化石燃料は現在の状況の中で世界ですべて利用されてる。それぞれの国は、それを守るための一番大事な必需品としてのエネルギー源でございまして、なかなかCO₂の削減やとか再生エネルギーの利用ということについたら、それに頼り過ぎておって、この機運が盛り上がらなかったと思うんです。

しかし、日本の立地を見ますとき、どんなに見てみても、現在ある54基の原発が、もうこの4月をもって一斉検査の時点に来ておることはこれはもう事実でございまして。原子力委員会が、またその裏づけとなる国が、これはかとしてもあの惨事を実際に体験しておる。これは今の時代、遠く離れておっても全部それなりに把握できておることですよ、国民一人一人が。新規に原発をやるというようなことは、もうこれ少なくとも日本の場合には海岸線を中心にこれを設置する以外に場所はないわけです、大量の水が要するために。そういう立地的な条件、しかも世界一の地震国でございまして。そういう面から、まさに化石燃料に頼るといって、しかもこれもウランにしても埋蔵量はあと40年だとされておるんです。これは科学的に立証されておるんです。だから、今までの甘え、化石によってすべてエネルギーは賄えるんだと、その上に立って、本当にエネルギーの大切さということは、消費者としての国民も政府も、また行政の最前線の自治体も、本当に考えてなかったと思うんです、正直私、申し上げまして。私自体でもそうです。第三の火、ウランは絶対的に安全だと。この神話は、きちっと何できておりました、また過去の建設地の、今の交付税状況を見てでも、圧倒的な優位さを持った支援がなされておる。そういう関係の上に立って、それを見事に福島原発問題が打ち砕いてしまったわけです。今後は再生エネルギーに頼らざるを得ん。佐々木先生等が中心になってごみ処理の問題で5,000万円の節約がやることによってできるわけです。これを教訓に、私たちは本当に我が身として太陽光を中心とした風力、水力、それへ木質と植生、エネルギーを利用するためのバイオテクノロジーを考えなん、行動せんなん時期に来ておると思うんです。

例えば、全国においてもこれは数少ないんですが、四国の高知の檮原町、自分たちの、今申し上げました一体となった植生による発電によって、人口こそ少ないんですが、全世帯が自分らの熱意と努力によって電力は賄えておるわけです。岩手県の葛巻町、これはかなり全国でも大きな町村でございまして、1万6,000世帯が全部、自分たちが今言った再生可能エネルギーを統括することによって100%自分たちの電力で賄われておって、おまけに100%電力会社に余力電力を買ってもらっておる。これは事実でございまして。だからできないじゃなしに、やる気であれば、町長にも答弁いただきましたし、木材が不況であったおかげと言ったら悪いんですけど、反面、すごい備蓄ができ上がっておるわけです。それは人工林だけではなく、雑木林に至

ってはほとんど手入れができておらない。まして、いつも予算を少ないんでございますが組んでいただいております共有林としての財産区、また日光を中心としての国有林、これを含めただけで清水、また金屋の面積を合わせた森林、和歌山県下きっての木材、木質、バイオ質の宝庫でございます。そして、おかげさんでいろいろの何によって林道もびっくりするほど毎年毎年整理されておる。残念ながら、そういう樹木は軽の1台たりとも、市場に向かって出ておる状況ではございません。これは理屈やなくして、実際にやるということはできるはずです。

だから私、ここで町長にお願いしたい。うちの旧清水町において、先ほどの質問の中でお答えはなかったんでございますが、平成17年の2月に清水地域新エネルギービジョン、こういうやつをちゃんと整備して議会の同意も得てつくっているわけです。町長、これ読まれましたか。後でお答えくださいよ。これ内容を見ていただいたら、本当に細かい資料が詰まっております。我が町においても、私はあしたからやる問題ではないと思うんです。どれだけの資材があって、どういう設備が必要で、佐々木先生も言われました。企業や研究機関との提携なしには、これ実現できる問題ではございません。ていうのは、最初の段階において、膨大な費用が要ることは事実です。第1番に国が本当に再生エネルギーを利用するんだということをはっきりと腹を決めない限り、これは推進できないと思います。ただし、我々はこれを声を上げて、本当に過疎地において第6次産業としての植生を利用したところの産業を起こさない限り、今の殿井副議長も質問されておりましたが、莫大な予算が本当にそういう意味で、これは行政がもうけるという問題ではございません。本当にそこに住む住民が安心して生活できて、それによって人一人一人がふえもていく。ことし八幡中学で27人の卒業生がございました。物すごくそんなん言うところですけど、教育長が一番よく御存じですが、全国のどこにも負けないぐらいの優秀なクラスでございます。けど彼らは、仕事がないために、全部が進学できても、ほとんどが地域に残れない。いわゆる産業を興す以外にないんです、仕事。この点を理解していただいて、答弁を求めて、私の質問を終わりたいと思います。

棚田サミットについては、万全の手配ありがとうございます。どうぞよろしゅうお願いいたします。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今まで、議員さん、化石エネルギーに頼ってきたツケが来たという、そのとおりだと思います。今度の福島原発の事故で、今、盛んにストレステストをやってみて、福井県の大磯というところの原発が、今後安全やというような国の原子力委員会の結果が出たようでありましてけれどもなかなか、きょうの新聞でも、これはやっぱり地元の同意がなければ再稼働できないということで、非常に安全やと言われても、これ4

連動は想定してないとか、いろんな想定外の対応にはまだまだ不十分だということで、地元がなかなか同意をしないん違うかというのが今の状況であります。もちろん新しく原子力発電所をつくるというのは、これはもう100%不可能でありまして、そのかわりの代がえのエネルギーということで、再生可能エネルギー、風力、水力、あるいはバイオマス発電等々が今後検討されていくと思います。

実は、北海道で大きなバイオマス発電、実施をするという計画があります。柳の木を植えて、柳の木というのはもう5年したら切れるそうであります。ただ、ここらと違って平野、何千町歩、何万町歩という面積へ柳の木を植えてやるという非常に大きな事業であります。到底、議員おっしゃるとおり、このバイオマスについては町単でやるというような事業ではありませんので、できるだけ今後の国の方針を見ながら、しっかりとバイオマスの発電、あるいは燃料についても、チップについても、これから研究をしたいと思います。

実は四国へ、ことしの1月の末に、29、30でしたか、四国の高知県の芸西村というところがあります。そこへ行ってきました。そこは、ほとんどハウス栽培を行っています。そこへ見学に行かせていただいて、何軒かがそのバイオマスでつくったチップを燃料にボイラーを仮設しておりました。ただ、これについては、とにかく原価で買うということになれば、とても農業用ハウスには対応できないということで、県も結構補助金を出してるように聞いております。また、そこら辺もいろんな勉強をさせていただいて、農業にも対応できたらいいのになという考えで、その芸西村というところは、ほとんどがハウスで、結構若い人も農業の後継者として育ててきております。ナスビ、ピーマンについては生産量日本一という村でありまして、ほとんどがハウスでやっております。そこにも見学に行ってきましたし、もう一回、清水町時代のビジョンをしっかりと読ませていただいて、これは国あるいは企業の方にも募集をかけなくては、なかなかそんなに前に進む事業ではありませんので、今後きっちりとそういう方向で対応をさせていただきたいと思います。

○議長（新家 弘）

再質問はございませんか。

——それでは、以上で前勢利夫君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。

~~~~~

休憩 11時50分

再開 13時01分

~~~~~

○議長（新家 弘）

それでは、再開をいたします。

……………通告順4番 14番（西 弘義）……………

○議長（新家 弘）

14番、西弘義君の一般質問を許可します。

14番、西弘義君。

○14番（西 弘義）

ただいま議長の許可を得ましたので、通告のとおり、2点について質問をさせていただきます。災害復旧についてと防災についてでございます。

昨年9月に和歌山県下に未曾有の災害がありました。それで今現在、大規模な災害については復旧されつつございます。この復旧の進捗状況というのは、今現在何%ぐらいできているのかということを問います。

それから、この大規模災害のほうは進んでおるわけですが、小規模災害というのはまだまだそんなに進んでいないように思われますが、ブルーシートで覆われているところがまだまだ何カ所かございますが、このブルーシートをかけているのは、どういう意味でブルーシートをかけているのか、ちょっとまたお聞かせ願いたいと思います。

この半年が過ぎてから、このブルーシートをかけているという、そういうものに対して、そろそろ復旧の順位というのか、これをまた変えていかなあかんのじゃないのかなというふうに思われます。というのは、半年もたてば、そのブルーシートの下が一体どのようになっているのかというのを再度調査しなきゃならんんじゃないかなと思うんですけどね。順位というのは、どうしても一番最初の災害の起きたころとは全然違ったような進捗状況というか、そういうふうになってると思うんで、これをどのように考えておるのか当局にお尋ねしたいと思います。

それから、防災についてでございますが。これは昨年のその災害のことと同じなんですけども、最近、県知事が、災害に遭ったこの紀南地方、この河川の^{はんらん}氾濫によって物すごく荒れたわけなんですけども、それについてその河川の土砂を、堆積土を外へ出してもいいというような感じで紙面に出たわけなんですけども、町長も一番よくわかってくれてるんですけども、有田川においてもこの堆積土というのを早急に出さないかんのじゃないかなと思います。それでまた、知事が出してもいいって言うてくれてるんだったら、この和歌山県下を災害県として国が認定をやってくれたわけなんです。ですから、この有田川というのを、紀南地方だけじゃなくてこの有田川でも堆積土の搬出、これをやっていただいて、次の防災っていうものについて、しかと考えていただきたいと思います。

このダム上でもしかりなんです。この間の災害でも、このダムに向けて堆積土が物すごくふえてるような状況です。これを何とかせんかったら、この有田川というのも死んでしまうような状況でございますので、町長に、町村会長でおられるわけですし、またすばらしいお力を持っておられると思うので、どうかその点についてお願いしたいと思います。

答弁のほうは、町長よりも担当課長、またじきにこの3月いっぱい終わられると思うんで、よろしく願います。まず、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

西議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、災害復旧についての御質問であります。去年の9月の台風12号、それから15号によりまして、特に紀南地方はもう人的な被害、家屋流出がたくさんあったんですけれども、清水地域で大きな、我が町も被害を受けております。災害の復旧が今何%ぐらい進んでるのかという話でありますけど、これは今始まったばかりで、ほとんどの箇所についてはもう国の査定は終わったと聞いてます。これも必要性の高い順序からやっていきたいなと思います。激甚指定を受けまして、これはもう3年以内で全部直すという国の方針です。補助金3年以内で必ず復旧せよということありますんで、幾ら延ばしても3年しか延ばせないんですけれども、23年度と24年度、今年度でほとんどもう90%以上、復旧を仕上げたいなと思って今努力しているところであります。

また、台風12号で国の災害指定、これ復旧に金額がありまして、ほん小さいやつについては、もうその国の対応にかからないというやつについては、県と町で農業生産基盤復旧支援事業ということで、田んぼ、畑、それから農道、用水路、ため池、これは46件そういうのがあります。金額にして1,680万5,000円、これはもう地元施工でやらせていただいて、補助金として75%を交付することになってます。

議員おっしゃるブルーシートをかけたというところは、多分これ県管轄の工事だと思います。このことについては、ちょっといろんな事情があって、僕も知ってる1カ所については、県が発注したんですけど、手間のかかるところでだれも入札に参加してくれなだという話を聞いてます。それで、このことについては、来週の21日に再度入札をして、28日に契約をするという予定だということ聞いてます。そういう事情もあったところで、多分おくれたところもあるんだと思いますけれども、とにかくもう何か今工事が多いんで、小さい入りにくい、手でせんなんようなどの工事については、だれも入札に参加してくれなかったという事情があって、今後そういうところについては大きなことセットで多分出すんだと思います。それで21日にそういうところについては、もう一遍再度やって、28日に契約をするということありますんで、その方法で進んでいくと思います。

それから、有田川の土砂撤去、おっしゃるとおり、もうダムの特に遠井のキャンプ場あたりはすごい堆積になってます。これも、この間も土木部長にとにかく見てもらってます。有田川も田殿橋の下流、これも3年ほど前から始まって、今まで有田川の土砂というのはなかなかいろんなことがあって出せなかったわけでありましてけれども、

田殿橋の下流についてはもう結構、堆積土砂を雑木も含めて出しています。

それから、22年度、23年度で出地区の吉備橋の上、これも22年度は2,600立方メートル、それから23年度6,200立方メートル、これも撤去をしていただいております。今まで、なかなか何回言うても出してくれなんだんやけど、やっと動き出したかなという感じがしてまして、引き続きずっと丹生橋のほうへ向けて工事を進めていくということを聞いております。これもしっかり、一日も早く堆積土砂をとるように、県のほうに要望をしていきたいと思っております。

それから、県のほうがこの間、新聞でちょっと堆積土砂の除去については非常に費用がかかるんで、一般公募で、もちろん無料だと思いますけれども、その堆積の土砂というか、砂とかバラスをとって、復旧工事に使えるのかということで、今回、日高川でそのモデル事業として公募をやるようであります。ただこのことについては、もう熊野川で一たん何年か前にやったんですけれども、だれも応募してくれなかったということを聞いてます。日高川の動向を見ながら、全部の土砂を出せっていうたら、泥もあるし木もあるしなかなか参加する業者はないと思いますけれども、ただ有田川にも砂とバラスだけの堆積している、きれいなと言うとおかしいんですけども、一切泥とかないバラスと砂の堆積したところが何か所かあると思いますんで、一遍日高川の動向を見ながら、もしうまくいけば県にお願いをして、この有田川でも入札をしていただけるような方向で今後、要望なり進めていきたいと思っています。町でやれば、これももう一たんもう出さなくてはならないということで、なかなか置く場所もないし費用がかかるんで、県に対してそういうことを何とかしてやっていただける方法はないかということで、日高川の入札の状況を見ながら進めていきたいなと思います。

○議長（新家 弘）

建設課長、東信行君。

○建設課長（東 信行）

ただいまの西議員の質問にお答えをさせていただきます。

今、町長答弁ありました。重複するところもあろうかと思いますが、御容赦願いたいと思います。

23年災害につきましては、田畑の農地については45件、それから農道あるいは用水路、排水路につきましては、これは農業用施設として10件、また林道については52件、町道河川災害は57件で、金額にしまして約10億円の被害がありました。23年度で繰り越し工事も含めまして、約6億7,000万円の工事を発注する予定です。それから、24年度につきましては、残りの約3億3,000万円の工事を予定しております。24年度でほぼ事業も完了できるかなと思っています。

それから、小規模災害につきましては、県の事業で、これは県の建設部の工事ですけども、災害緊急砂防対策事業ということで5件、1,400万円、それから小規模がけ崩れ対策事業で4件、1,300万円の工事を予定しています。これについては、

先ほども町長が述べさせてもらったように、ちょっと応札がなかったということで、これから業者も決まってくるかと思えます。

あと河川の土砂撤去につきましては、県の通常の河床掘削工事では、1立米当たりの単価が非常に高くなります。日高川で実施する代行工事では、業者が掘削して土砂を自由に利用し、砂利の売買などで利益を得る仕組みとなっております。日高川で代行希望者があれば、有田川でもまたできないかということで県に今後これからも要望していきたいと思えます。

以上です。

○議長（新家 弘）

14番、西弘義君。

○14番（西 弘義）

再質問をさせていただきます。

このブルーシートをかけてるっていうことは、その下に恐らく口が開いてるような、そういう状況下の中で水を浸透させないためにブルーシートをかけているように思うんですが、何でもないところだったらそんなシートはかけない。危険やからシートをかけてるっていう状況下の中で、県やからというもんじゃなくて、町としてもそういうのを把握しなければならぬんじゃないかと思うんですけども。裏山とかそういうところでがけ崩れがある、そういう口が開いてるというのを顕著に見られるようなところに向けて、恐らくそのブルーシートをかけてると思うんですけども、やはり人命にかかわるような箇所であれば、早々にしなければならぬ、対処しなければならぬ、そのように思えます。迅速な対応をやっていただかなくてはならぬ、このように思えます。何分にも人の命がかかわるようなところであれば、早々に県にもお願いしてやっていただきたい、このように思えます。

それから、防災についてでございますが、これは同僚議員もずっとこの有田川の^{しゅんせつ}浚渫ということに対して質問されておりますが、現在、知事がこの土砂を出してもいいということに賛同してくれてるということに関しては、ありがたいことかな、この災害が起きて福となすというようなそんな感じに思われますが。これから先の、去年のこの水害のときに本当に河川が^{はんらん}氾濫してたら、もう既に、既にもうあと数10センチあれば、この有田川の土手が決壊してるというようなそういうような状況であったように思えます。ですので、この堆積土の搬出ということに、町長の力をもってからやっていただきたいなと思えます。

町長も消防の団員でおられたことでもありますし、そういうことには十分熟知しておられると思えますので、人命にかかわるということに関しますのでよろしくお願ひしたいと思います。知事のほうにも提言していただいたら、町長のほうでは、恐らく知事も聞いてもらえると思うんですけど、一遍提言をやっていただいたらうれしいかなと思えますのでやってください。2回目の質問を終わります。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

ブルーシートのかけてる箇所、多分水がしゅんだら滑る危険性があるんでかけてるんだと思います。そういうところなので、県も一日も早くということで入札をかけたられもなかったということで、21日にまた再度やり直して、それから28日の日に契約を結ぶという返事をいただいておりますので、できるだけスムーズにいくようにお願いをしたいと思います。

それから、有田川の堆積土砂につきましては、その日高川については土砂じゃなくして、もう砂とバラスをとって、それを災害復旧工事に使うような箇所をとるという話を聞いてます。ただ、有田川の田殿橋から丹生橋、あそこの辺の上流にかけては、とてもバラスをとって、砂をとってというような採算の合えるような箇所ではありません。これをほとんど木と雑草というのか、そういう箇所であります。ここについては、22年度も23年度も結構出してくれてますんで、これを引き続きずっと上流へ向けて進めていくという返事をいただいております。これからも少しでも出してもらえるように、一日も早くできるようにお願いをしていこうと思っております。ただ、さっき言うたやつについては、有田川でも、大規模でないんですけども、ところどころに砂とバラス、それでもやっぱり何万立米もあるようなところがありますんで、そういうところについては、そういう方法で日高川の様子を見ながら県にお願いをして、できるだけ日高川でうまいこといくのであれば有田川も必ずいくと思いますんで、動向を見ながら、ええバラスとええ砂のある箇所についてはそういう方向でやっていただいて、田殿橋から上については、ちょっと商売的にできるような土砂と違いますんで、それはそれで毎年また浚渫^{しゅんせつ}していただけるようにお願いをしていきたいと思っております。

○議長（新家 弘）

14番、西弘義君。

○14番（西 弘義）

町長のありがたいお言葉をいただきました。

この21日に入札を行うということなんですけれども、もしこれ入札がなかったらどうしましょう。応札がなかったら、どのような対処をいただけるんかということをもまず聞かせていただいて、この質問を終わります。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今回、再度の入札でありますんで、応札なかったらという御心配だと思いますけれども、そのようなことは決してないと聞いておりますんで、21日にはきちっと入札が終わると信じております。

○議長（新家 弘）

以上で西弘義君の一般質問を終わります。

……………通告順5番 2番（堀江眞智子）……………

○議長（新家 弘）

続いて、2番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

議長のお許しがありましたので、一般質問を始めます。

冒頭に申し上げます。

私の一般質問通告書に乳幼児健診等に関する質問があり、答弁を求めるものに教育長と通告しておりますが、町長部局に属する事柄ですので、所管部局から答弁をお願いいたします。それでは質問に入らせていただきます。

広汎性発達障害について質問をさせていただきます。

広汎性発達障害というのは脳機能の障害であり、ほかの人との社交能力やコミュニケーション能力、想像、思考力などが成長段階で正常に発達しないという障害です。自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害などに分けられますが、これらのうちアスペルガー症候群や知的障害の見られない広汎性発達障害、IQは70以上とされている、それを高機能広汎性発達障害と言います。けれども、知的障害を抱えていないから、彼らの問題は重要でないとか、助けを必要としていないということでは決してありません。逆に障害を抱えていても、気づかれにくいということがかえって複雑で、難しいさまざまな問題、いじめや不登校、引きこもり、その他の情緒障害などを生み出す原因となっています。

現在、多くの人々がアスペルガー症候群やほかの高機能広汎性発達障害に関心を持つようになってきており、たくさんの書籍が出版され、多くの情報を得られるようになってきました。高機能広汎性発達障害を抱える人々を助けるには、彼らが特別な助けを必要としている人々であるということを認識し、深い関心を払うことが大切です。広汎性発達障害の社会行動や日常生活の特徴は、その場で何を求められているか理解できないために不適切な行動をとることがあります。例えば、厳かな雰囲気の中の儀式の最中に不謹慎な冗談を飛ばすなどの、一見してふざけたような行動をとりますが、その場の意味を理解できていないのが原因であることが多いので、丁寧にどう行動するべきかをその都度繰り返し教えていく必要があります。その際に、そうやるかわりにこうしなさいと具体的に教えることが大切です。ただ禁止するだけでは、かわりにもっと不適切な行動を起こすことがあります。

また、集団行動を教える場合には、その子どもにとって難し過ぎる場面を設定しないように注意することが大事だそうです。例えば、運動会が嫌いな子どもを考えてみましょう。嫌いな理由は、うるさい、手に土がつくのは汚くて嫌だ、不器用でダンス

を踊ることができないといったような、知覚の過敏性や不器用さに起因することが多いのです。このような場合に無理をさせると、とてもいやな状況での我慢が不適応行動を誘発し、それで周りからしかられる、しかられるのでいらいらして、また不適応行動を起こすという悪循環に陥ります。集団行動を教えるには、まず無理のない小集団で、どんなときにどんなふうに行動をすべきかを丁寧に教えることが大切だそうです。日常生活では、片づけが苦手であるとか、歯磨きなど毎日しなくてはならないことを忘れるといった特徴がよく見られ、片づけの手順を頭の中で組み立てるとか、スケジュールを頭の中に置いておくことができないといった障がいの原因となるようです。普通なら無意識にできることができないのです。一緒に片づけながら具体的な手順を教えてあげたり、スケジュールを忘れないためのくふうを考えてあげたりすることが必要で、ただちゃんとやりなさいなどとしかることは問題を悪化させることがあります。広汎性発達障害の子どもは、自分の気持ちを表現したり、相手の言ったことから気持ちを推しはかたりするのが苦手です。またコミュニケーションは言葉だけで通じるものではなく、相手の表情を読み取ったり、表情で表現したりする部分も多いのですが、これらの表現や読み取りも苦手です。そのことでスムーズにコミュニケーションがとれず、会話することに憶病になったり、勘違いして他人が言ったことを被害的に受け取って落ち込んだりすることがよく見られるそうです。相手の気持ちになって考えるということは、普通、小学校高学年になるまでは無理であると考えられています。この年齢になるまでは、相手の気持ちになって考えてごらんというようなお説教は関係を悪化させることにつながるそうです。

また、広汎性発達障害の子どもは、さまざまなこだわりを持つことが多いです。特定のゲームにこだわるといった興味や関心の範囲の偏りや物事をする順番や物を置く場所など、習慣へのこだわりが見られます。こだわりは主要な困難の一つです。こだわっているビデオ鑑賞をやめなさいというより、一定の時間に決まったスケジュールをこなすように習慣づけることで、決まったスケジュールを幾つかこなせば必然的に1日じゅうビデオという生活は改善されるようになります。また、日常生活上のストレスや不安が多いと、気持ちを安定させるためのこだわり行動がふえる傾向があります。ふだんと違う出来事が起きるときは、できるだけ予告して丁寧に説明してあげることが大切です。急なスケジュールの変更は、より子どもを不安に落とし入れます。

1点目に、広汎性発達障害についての早期発見体制についてお尋ねをいたします。

ちょっと気になる子であっても、通常実施されている3歳児健診で発達障害児の診断をつけることは困難です。したがって、今の健診システムでは軽度知的障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、広汎性発達障害の子どもたちは、何の対応もなされないまま就学することが多いように思います。その結果、学校不適応を生じ、思春期以降には社会への不適応を起こすこととなります。以上の状況から、早期発見の必要性が叫ばれるようになり、厚生労働省は平成17年4月施行の発達障害者支援法において、

乳幼児健診の際、発達障害の早期発見に努めることを明記しました。ちょっと気になる子の大部分は健常児であることから、3歳児健診で早期発見を強行すると、多くの健常児の養育者を傷つけるおそれがあります。

そこで、5歳児健診の必要性が出てきたのです。5歳児健診では、診断をつけるのではなく、行動面や学習面、社会的コミュニケーション面、協調、運動面のどの分野がおくれているのかを判断するとなっています。養育者には、症状の説明と対応の仕方を話し、子どもの需要に基づく環境整備を行うとともに、教育委員会と連携をし、学校教育がスムーズに行えるようにすること、また保育園の定期健診においても気づき意識を持って対応することとなっています。有田川町では、実態をどのように把握されているのでしょうか。また、厚生労働省の平成17年4月施行の発達障害者支援法に基づき、どのように対応されているのかお尋ねをします。

2点目は、相談体制についてお尋ねをいたします。

我が子が広汎性発達障害であると診断されたり、もしかすると悩んでいる保護者にとって、どのように子育てをしていけばいいのかというのは大きな課題となります。広汎性発達障害は、成長とともにその特徴が目立たなくなることはあっても治癒するということはありません。ですから、いずれは自分には障がいがあるんだということを自分自身で受け入れなければならなくなります。子どもが思春期を迎えるまで障がいを隠して育てると、その後、自分が障がいを持つことを受け入れることはとても困難になります。障がいに向き合わせることは、幾つになっても子どもを落ち込ませますし、しかし、いずれ必要となるのであれば低年齢のほうが事態を受け入れやすいようです。このような保護者に対する相談体制を確立されているのでしょうか。相談のための窓口はどこになっているのでしょうか。

また、子どもが広汎性発達障害の保護者にとって、決して一人で悩まないというのが重要です。その意味では、同じ悩みを抱えている保護者同士のかかわり、いわゆるネットワークをつくっていくことが求められていると思いますが、有田川町ではどうなっているのでしょうか。保育所で園児が広汎性発達障害と気づいた場合や小学校に入学してくる子どもが広汎性発達障害であるという連絡があった場合、また小学校に入学してきてから気づいた場合など、さまざまな場面で子どもの状況に気づいたとき、まずどこに相談すればいいようになっているのでしょうか。また、今までの事例があればどのように相談しているのか、学校としてどのように対応しているのかお尋ねをします。

3点目は、広汎性発達障害の園児や児童への対応についてお尋ねをします。

保育園も小学校も、園児や児童は集団の中で生活することで心身ともに成長していくものです。しかし、広汎性発達障害の園児や児童はコミュニケーションが苦手で、時には突然の暴言や暴力で友達とのトラブルを起こしたり、突然飛び出していたりすることがあります。その子どもだけでなく、周りの子どもの安全や学習を損なうこ

とにつながりかねないのです。つまり担任1人で対応することが困難になってくることは明白です。保育園や学校で対応を計画しようとしても、周りからの援助は、子ども本人が自分の障がいを理解していることが前提になります。自分は何でもできると思っていたら、園児を受け入れることができません。そして、子どもが障がいを受け入れるためには、親が子どもの障がいを受け入れていることが大前提です。ですから、保育園や学校で対応しようと思えば、先ほど質問しました早期発見体制の確立や相談体制で保護者と連携することが最も大切になると思います。有田川町として通級指導教室の全校配置、人的措置を国や県に強く働きかけられているのでしょうか。同時に、国や県の動向を待つことなく、町として保育園や学校の教育活動が円滑に実施されるための具体的な援助についてお尋ねをします。

最後に、保育園や学校は一人一人の子どものニーズにこたえようと本当に頑張っておられると思います。また、教育委員会も教育的な支援に力を尽くしておられます。私はすべての子どもの健やかな成長をはぐくむために、厳しい財政のもとでも教育を重視し、町が積極的に財政的な支援をしていただくことを要望いたします。

2つ目に、下水道工事に関して質問をさせていただきます。

既に2期工事も始まり、新しい住宅のふえてきている水尻地区でも工事が進んでいるところです。生活環境が清潔に便利になっていく反面、一時的ではありますが、地域の交通の不便さなど直面していることもお聞きをします。また、今回質問をさせていただいたのは、バイクや車での交通の危険さです。もとのバッティングセンターのあたりから湯浅方面に向いての道路の工事後の一時舗装が幾つか重なり、車のタイヤが部分的に踏み締めることにより舗装の中央部分がへこみ、バイクが通るのに大きくハンドルをとられ、とても危ないという声をお聞きしました。また、前のバイクが転倒しそうになり、後続の車の運転をしていた人が冷や冷やしたというお話もお聞きをします。工事の段取りなどもあり、最後でないとも正規の舗装はできないものであると考えられますが、できるだけ早く改修をしていただきたいと思います。

そして次に、チャイルドシートの貸し出しについてお伺いをいたします。

現在、町は子育て支援に力を入れてくださっています。チャイルドシートの購入についても、来年度も80万円の予算がついています。昔と違い、チャイルドシートの機能もよくなり、それに伴い価格も上がっていますので、近い年齢の子どもがいると、1人に1台要ることもあり、若い世帯にとってはとてもうれしい町の支援であると思います。また、チャイルドシートの貸し出しの支援があり、よろこばれているとお聞きをしたことがあります。先日、孫を預かるのでチャイルドシートの貸し出しをお願いしたいのだがというお話をお聞きしました。このように一時的、短期的な方にも対応できるような体制はとってくださっているのでしょうか。現在の保有台数と貸し出し数をお聞きいたします。また、返却日はどのように設定しているのかもお聞きします。そしてまた、貸し出し要綱はあるのか、一時的に孫を預かるときなどに貸してほ

しいなどについても対応できるのかお聞きしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

堀江議員の質問にお答えをしたいと思います。

いろんな障がいを持った子ども、これ本当に家族を含めて日ごろたいへん御苦勞をなされていることは十分存じ上げております。こういった心の丈については、町はできるだけの支援をしていくのは当然だと思っています。

お尋ねの広汎性発達障害への対応についてというか、乳幼児健診の早期発見体制についてということでもありますけれども、乳幼児健診というのは、この広汎性発達障害だけじゃなくしていろんな病気の早期発見につながるということで、非常に重要な健康診断と考えています。特に広汎性発達障害については、1歳6カ月から3歳の健診が特に重要になるということでありまして、保護者の皆さん方には、この時期の健康の重要性と、また日常のお子さんの様子を観察していただくよう、健診や発達相談時に周知して早期発見に努めているところであります。

また、相談体制の確立についてでありますけれども、保護者からの相談については、保健師が乳幼児検診時や定期的に発達相談を金屋文化保健センターで年20回、清水行政局で年6回、それともう1つ、健康相談も吉備と金屋とのセンターで年50回、清水行政局でも年12回程度行っているところであります。また、役場でも保健師がいつでも気軽に相談を受けられるような体制をとりサポートをしています。ちなみに、これ多分健康推進課が担当しているんだと思います。

それから、保護者のネットワークづくりについてでありますけれども、現在のところ、実はこれはつくっておりません。今後、保護者の方々と相談をしながら検討をしていきたいと考えます。

また、学校からの相談についてでありますけれども、また後で教育長、詳しくお答えいただけたと思いますけれども、学校、また保育所からの相談についても、情報交換を共有できる体制と、また施設訪問というのも行っております。

それからもう1点目、下水道工事に関してのお尋ねがありました。僕もあそこをよく通るんですけれども、なるほど水道管を埋めた後、真ん中がよくへっ込んでおります。これもやるのと一緒にふたをするのが一番いいんだと思いますけれども、ある程度沈下をした後でないと幾らやっても沈むということで、その期間は多分あると思いますけれども、できるだけ速やかにやりたいと思っております。道路復旧のその水尻の舗装工事については、3月11日にもう793メートルの区間、これもう入札は終わっております。残りの区間、約300メートルほどあるんですけれども、新年度予算で早々に施工したいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

また、チャイルドシートのお尋ねがありました。現在、保有しておりますチャイルドシートは170台であります。それから貸し出し数でありますけれども、これは継続分も含めて現在96件の方に御利用をいただいています。

また、返却日の設定ですけれども、返還・継続を含めて1年ごとに契約をしていただくということになってます。もちろん、先ほどおっしゃられたとおり、お孫さんが来たとき短期的に貸してほしいということであれば、それはもう対応できると思いますので、御利用いただきたいと思います。

○議長（新家 弘）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員にお答えを申し上げます。

広汎性発達障害の対応についてでございます。

まず、保育所と学校での相談体制を含めた対応につきまして、保育所では保護者と連携を大切にいたしまして、相談しやすい環境の構築に努め、その中で園児の行動観察や保護者からの相談、健診結果などをもとに実態把握を行っているところでございます。気になる園児がいる場合は、必要に応じて関係機関、医療機関あるいは保健所、保育士さん、カウンセラー等々と連携をいたしまして、保護者に対する相談やアドバイスをを行うとともに、状況によっては加配の保育士を配置し、その子の発達に応じた保育に努めておるところでございます。

また、今年度より保育所業務が教育委員会のほうへ移管されましたことから、把握した情報や保育の様子を入学先の小学校と共有しやすくなり、円滑な保小連携の中で適切な就学指導を目指しているところでございます。

学校においては、保育所などと連携し、就学前の様子を的確に把握するとともに、入学者全員が受健する就学時健診において、子どもの様子を把握確認しているところでございます。その中で、発達面で特別な配慮が必要と思われる児童につきましては、保護者との相談の上、有田川町就学指導委員会での助言に基づきまして、適切な就学を進めているところでございます。また、入学後は教育委員会が主催する町の就学指導委員会と連携をとりながら、各学校において校内の就学指導委員会を開催し、発達にかかる子どもの様子を定期的に点検し、指導や支援のあり方について確認と改善に努めているところでございます。また、町費においても、必要に応じて特別支援員を配置し、取り組みの充実を支援しております。

次に、通級指導教室であります。通級指導教室というのは、通常学級に在席しながら障がいに応じた個別指導を受けることができるシステムでございます。通級指導教室は、県が設置し実施するものであります。和歌山県では、平成18年度より実施され、以来県教育委員会が全県的な視野に立って増設を行う中で、本町においても平成21年度に御霊小学校において設置が認められているところでございます。その運

用を開始しております。軽度発達障害と思われる児童にとって、適切な個別指導が受けられる場として有効であり、町内の学校に通う児童の受け入れも進んでおります。今後、既設の通級指導教室の状況を見守りながら、増設の働きかけも視野に含めて推進をしていきたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

教育長の答弁に、ちょっと丁寧な答弁をしていただきまして、頭の中で整理しております。遅くなりました。申しわけありません。

本当に丁寧な答弁をしていただきました。子どものことについては、もちろん子どもも大きくなったときにつらい事例もありますし、お母さん方も受け入れられないこととかいろいろありますので、ぜひこれからもそのように町独自の推進と、あと国や県への働きかけを強めていただくことを希望しておきます。教育委員会に対しては、これで答弁は結構です。

あと下水道工事についても答弁をいただきましたが、ただ道のでこぼこだけで困るというのではなく、もしも事故が起きたときには車に乗ってる方にも迷惑もかかりまじし命にもかかわるといふことで、ぜひとも少しでも早い復旧を、これから工事も多くなるといふしますので、心がけていただけたらと思ひます。よろしくお願ひいたしませう。

チャイルドシートにつきましては、毎年毎年予算もつけていただき、子育て世代にとっては本当に助かっていることだと思ひます。先ほど質問させていただきませうように、もし要綱などがございませうたら後で提出していただきませうして、多くの方にそういう制度があるのだといふことを毎年知らせていっていただきたいなといふふうに入ひますので、よろしくお願ひいたしませう。

答弁、課長でいいんで、すいません、要綱があるんなら出していただけれるかどうか。

○議長（新家 弘）

やすらぎ福祉課長、大方肇君。

○やすらぎ福祉課長（大方 肇）

質問にお答えいたします。

要綱はできています。また後日、提出させていただきます。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

下水道の復旧については、できるだけ速やかにやりたいと思ひてます。ただ、先ほども言うたいろんな条件があつて、特に、たまたまへこみが大きいといふこと入ひのが発

生するおそれがあります。もう何年か前にちょっと1人、そこへたまたまカブで事故したということがありました。そういうところについては常に見回りをかけて、そういう最も危険なところについてはすぐ黒で応急舗装というのをやっています。それも完璧ではありませんので、できるだけ本復旧を早い時期にできるように努力をしていきたいなと思います。下水道工事については、もう夜間にやったり、通行どめやったり、各区の皆さん方にはたいへん御迷惑をかけています。このことについて、区長とも事前に十二分に、また地域の住民とも十二分に打ち合わせをしながら、今後も進めていきたいなと思います。

今のチャイルドシートの要綱というのがあるそうで、後でまた提出させてもらいますけれども、また町の広報にでも載せて、こういう制度がありますよということは住民の皆さん方に知っていただけるような方法でお知らせをしていきたいなと思います。

○議長（新家 弘）

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

ありがとうございました。町長にまで、また丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひとも広報や、あとまたホームページなどを使って、すべてのことについて周知徹底していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（新家 弘）

以上で堀江眞智子君の一般質問を終わります。

……………通告順6番 1番（増谷 憲）……………

○議長（新家 弘）

続いて、1番、増谷憲君の一般質問を許可します。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

ただいま議長のお許しを得ましたので、1番議員、一般質問をさせていただきます。今回、3つの問題について通告をさせていただきますので、順次行わせていただきます。

まず第1に、何回も取り上げております国民健康保険制度について伺います。

国民健康保険制度を考える上で、加入者の状況を把握しておかないと全体の状況が見えてきません。そこでまず、有田川町の状況について見ますと、平成21年の実績で、有田川町の全世帯、現年分1世帯当たり国保税は21万675円、全被保険者1人当たり収納額では9万2,303円、9万円台は他の市町村にはありません。どちらも県下市町村で一番高くなっています。そして、応能・応益割合では4対6から5対5のどちらも拮抗してきて高くなっています。つまり応益のほうが高くなっている。生活費に困っていても高額な税を払わなくてはならない意味をなしています。

また7割、5割などの機械的に減免できる制度もありますが、それでも払えない状況にあり、国保税を分納している方もいます。

その一方で、一般保険給付費は19億1,929万3,000円、県下で10番目に低い額、退職者医療給付費では1億432万4,000円で県下で13番目、高額療養費は2億1,735万8,000円と県下で10番目の低い額です。しかし、保健事業費の1人当たり額は、平成19年度で5,244円、県下で2番目の高さ、平成20年で3,506円に下がっても県下3位、平成21年では3,611円で県下2位の高さとなっています。一般本人入院の受診率は21.44%で県下20番目、退職本人入院の受診率は20.76%で県下21位の低さとなっています。被保険者の年齢構成では、ゼロ歳から59歳までが6,321人、約61%、60歳から74歳までが4,116人の39%ということになっています。これらの数字は、紀州の国保で調べたものでありますが、最近の紀州の国保には被保険者の所得状況の資料などなくなっていますし、以前、担当課にお聞きしに行っても数字が出ませんでした。つまり国民健康保険の被保険者の状態を調べる資料がありません。

そこで伺いますが、国民健康保険の加入者の実態についてであります。国民健康保険の被保険者は農家や個人商店を営業している方、無職の方、74歳までの高齢者で占めています。そこで伺います。まず第1点目の1として、今の景気が悪い中で平成22年度の国民健康保険の被保険者の所得状況、100万円以下、100万円から200万円未満、200万円から300万円未満、300万円から400万円未満、400万円以上の各世帯数と収納率はどのようになっているか示していただきたいと思えます。

第1点目の2として、加入世帯数と構成比率で1人世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯以上の場合の各数字はどのようになっているか示していただきたいと思えます。

次に、第1点目の3として、国民健康保険の加入世帯の職業別、つまり無職、被用者、自営業、農林漁業、その他に分類した場合、それぞれの世帯数と構成比率はどのようになりますか。

以上、数字で示していただきたいと思えます。

第2点目として、国民健康保険の一部負担金制度、医療機関でかかった医療費の免除や支払いを猶予する制度についてであります。今、災害時における扱いを盛り込むなどの要綱も作成して実施に向けて取り組んでいただいておりますが、基準についてはどのようになっていますか。第2点目の1として説明を求めます。

第2点目の2として、国の指導に合わせれば入院だけとなりますが、外来も含めて検討すべきだと思えますがいかがでしょう。

第2点目の3として、生活保護基準以下の生活でありながら、さまざまな厳しい条件で生活保護の制度を受けられない、いわゆる境界層の方々は受けられることになる

のかどうか、条件によって違うと思いますが示していただきたいと思います。

第2点目の4として、医療費の免除、猶予期間はどのようになっていますか。

第2点目の5として、一部負担金制度の実施時期はいつから予定されておられるのか示していただきたいと思います。

次に3点目として、国民健康保険税条例23条の2の減免基準にあります、その他特別の事情や生活が苦しく困難となったこういう場合とは、具体的にどういう状況を指しているのか示していただきたいと思います。同時に平成19年から23年までの減免の実績はいかがでしょうか、示していただきたいと思います。

第4点目として、国保税1世帯1万円の引き下げを求めます。世帯数は約4,800世帯、年間必要額は約4,800万円となります。財源は国保基金約4億円の取り崩しで十分可能です。国からの基金指導保有額は保険給付費の3年間の平均の5%であります。その額は約1億2,000万円あればよく十分可能だと考えますがいかがでしょうか。

次に、2つ目の問題に移ります。自殺防止対策についてであります。

我が国の不名誉な数字は幾つもありますけれども、その中でも国内の自殺者が14年連続して3万人を超えるのは、まさに異常な数字であります。有田川町が長期総合計画で掲げている人口3万人の町を目指す、その3万人以上が亡くなられる不幸な状態が続いています。和歌山県でも平成22年度で249人の方が自殺をされています。有田川町でも、ことしに入って私がかんてる範囲でも2人のとうい命が消えました。こういう中で、国も自殺防止に向けて自殺総合対策要綱を平成19年に閣議決定し、また私も所属する住民福祉常任委員会でも、先日、こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の法制化を求める意見書の提出について、全員一致で採択することになりました。

そこで、まず伺いますが、第1点目として、有田川町となってからの町内の自殺者数とその原因についての把握はどうか、数字で示していただきたいと思います。

第2点目として、自殺防止はさまざまな要因があって簡単にはいきません。しかし、手をこまねいていても何もしないことはありません。全国に目を向けると、さまざまな取り組みも始まっています。東京都足立区では人口66万人ですが、ゲートキーパーという取り組みで2010年に185人の自殺者を出していましたが、2011年には145人と40人も減少したとマスコミで紹介されていました。国保や福祉の係の職員や民生委員などに講習を受けてもらい対応するというものであります。ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき声をかける、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人、門番と言われています。悩みを抱えた人は、人に悩みを言えない、どのように解決をしたらいいかわからないなど、こういう状況に陥ります。周囲が悩みを抱えている人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要とされています。内閣府のホームページでも、だれでもゲートキーパー手帳をコピ

一できますが、参考にさせていただきたいと思います。そこで、有田川町でも相談でき、予防できる体制をつくっていただきたいのですがいかがでしょうか。まず、職員や人権擁護委員、民生委員希望者などにゲートキーパーの養成をしてはどうか。そして、体制をつくる上で、やすらぎ福祉課や住民課、税務課、場合によっては産業課も雇用面で必要になるかもしれませんが、これらの課がとにかく連携をとって、生きる、生活できるなど希望を与える、救える体制をつくっていただきたいのですがいかがでしょうか。

最後になりますが、雇用と経済活性化について伺います。

まず、有田川町の雇用対策として、恒常的な支援策はどのようなになっていますか。また、誘致企業の雇用状況は今現在どのようになっていますでしょうか。

第2点目として、地域経済活性化をさせるためには、農林産物の消費拡大、つまり生産量をふやし、販売し続けられる体制づくりが要ると思いますが、そこでまず合併後、有田川町となってどのぐらい消費・生産量をふやし、販売と農家所得がふえているのか示していただきたいと思います。農林産物の新たな販路拡大の具体策と価格の安定策をつくるよう求めますがいかがでしょうか。

第3点目として、商工業の活性化策として、需要と供給が一致できる住宅リフォーム助成制度を求めます。県下の状況を見てからということですが、費用対効果も高く、経済対策としては即効性があります。しかも、第1期の公共下水道事業を進める上でも、また震災対策として減災できる住宅普及策の支援にもつながります。先進地の事例は以前にも何回も紹介しておりますが、いいことは県下に先駆け率先してやっていただくのが町長のふだんの姿勢だと思いますが、私、できない理由はないと思いますので、ぜひ求めておきたいと思いますがいかがでしょうか。

これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（新家 弘）

ただいまの質問の段階で15分間、暫時休憩させていただきたいと思います。御了承ください。

~~~~~

休憩 14時10分

再開 14時25分

~~~~~

○議長（新家 弘）

再開いたします。

増谷君の一般質問を続行いたします。

執行部からの答弁を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点目に、被保険者の実態調査についての御質問をいただきました。

国民健康保険税の所得割等の算出基礎というのは、町民税の所得額等と連携しているため、被保険者の加入世帯と構成比率等の実態については、電算システムの関係で今のところ調査できない状況であります。今後、国保世帯と構成比率等の調査項目を入れるとなれば、電算システムを毎年変更する必要もあり、多大な経費がかかってくることになります。現在のところ、国民健康保険税の課税、また国の課税状況調査などに影響がないため構想を持っておりませんので、御理解をいただきたいと思います。また、詳しい数字等については、後ほど担当課長より詳しく説明します。

それから、国民健康保険の一部負担金の減免等についての御質問がございました。その基準はどうなってるんかということでございますけれども、対象者は災害で死亡したり、資産に重大な損害を受けた方、また干ばつ等の被害で農作物の不作等で収入が減少した方、それから事業の休廃止等により収入が著しく減少した方などの方で、徴収免除されるには、その世帯の実収入月額が生活保護の基準額以下であり、かつその世帯の預貯金が同基準額の3カ月分以下であることが必要であります。それ以外の方で災害で死亡したり、資産に重大な被害を受けた方には徴収猶予が適用されます。また、失業等により収入の減少した方は、その世帯の預貯金が同基準額の3カ月分以下であり、実収入月額の状況により徴収猶予が適用されます。

入院だけに限ったのは、国保会計への影響が大きくなる可能性があるからであります。境界層の方々のことですけれども、この方々につきましても、この基準に合致すれば当然対象となります。減免等の対象とする期間は、最長6カ月間となります。

それから次、国民健康保険税の減免基準について。その他特別な事情及び生活が著しく困難となった者の内容とはという質問でございますけれども、国民健康保険税の減免基準について、災害等その他特別な事情により生活が著しく困難となった者についてお答えをしたいと思います。

国民健康保険の世帯で、風水害、火災、震災、その他これに類する災害等によりその資産に重大な損害を受け、生活状況が著しく悪化し、また、あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず国保税の支払いが困難と認められる場合には、その状況により減免措置があります。その他特別な事情として、生活保護と同等レベルの方や収入がなく生活が困窮の状態にあると認められる方、更生施設等に入所している方は、国民健康保険税の減免措置の適用が受けられることになります。

それから、国保税の1万円引き下げについてであります。これも増谷議員、毎回毎回この御質問をいただいておりますけれども、先日も国保運営協議会というのがありまして、その基金の状況、あるいはそういうことをお話させていただいて検討していただきました。有田川町では、被保険者数は減少しているんですけれども、1人当

たりの給付費、これ少しずつ増加しているのが現状であります。そんな中で、ここ何年か医療費が突出することもなく、おかげさんで推移をしております。しかし、被保険者の年齢構成は、団塊の世代等の影響で高齢化していく見込みなので、1人当たりの医療費がますます増加するものと考えています。

また、新しい高齢者医療制度が今国会で取り上げられていますけれども、今後どのように国保会計に影響するのか、いまだ不透明な状況であります。このようなことから、現時点では国保税を下げることは非常に難しいと考えをしております。

それからもう1つ、自殺防止対策について。

合併後、町内の自殺者数とその原因についての把握はどうかということでもありますけれども、和歌山県精神保健センターの資料によりますと、合併後の当町の自殺者数は平成18年は4人、平成19年は8人、平成20年は8人、平成21年は10人、平成22年は9人、5年間で39人の年平均約8人の方がとうとい命をなくしておられます。ちなみに、県全体では5年間で1,312人で、年平均約263人でありまして、当町は県のそのうち約3%となっております。その原因及び動機については、当町については把握はしておりませんが、平成22年、県下全体で見ますと、最も多いのは健康問題、次いで経済・生活問題、また家庭問題の順となっております。これは全国的に見てもよく似た傾向だと聞いております。

それで、相談できる予防体制についてでありますけれども、職員や人権擁護委員、民生委員、希望者にゲートキーパーの養成についてというお尋ねであります。自殺対策は、1人でも多くの自殺者を減少させることが大事だと考えます。そのためには、一人一人が自殺を考えている人に気づき、専門家につなぎ、こころのつながりを広げていくことが大切となり、職員はもとより地域の方々に深くかかわっていただける民生委員さんの方々などに、ゲートキーパーになっていただけるようお願いをしていきたいと思っております。やすらぎ福祉課や住民課、税務課が連携をとる体制についてでありますけれども、もちろんこれは町全体で連携を図っていきたいと思っております。

また、町内の雇用と経済活性化についてのお尋ねがありました。

雇用については、円高等による景気低迷により雇用状況も非常に厳しいものがあります。町としても最も大きな雇用創出は企業誘致だと考えますが、企業動向を見ると新たな用地造成などは非常に難しい状況にあると考えます。恒常的な支援策ということでもありますけれども、まず、個人施策としては非常に支援が難しいと考えています。行政としては、雇用を創出するまちづくりに取り組むことが第一であり、地場産業である農林業はもとより、雇用を生む事業を推進したいと考えております。農業については、一時に比べ後継者が育っている地域も少なくありません。これは収益もさることながら、各種補助事業を活用する中で機械化、省力化が図られ、労働条件が改善されたことも大きな要因と考えています。農林業の支援については、今後もできる限り取り組んでまいりたい所存であります。

また、インフラ等を整備することにより、有田地方の拠点として多くの事業所が進出すれば、これは大きな雇用につながるものと考えております。間もなくこのバイパス沿いに上新電機、これは計画書が上がってきているそうです。それに続いてヤマダ電機が出店をしてくれる予定であります。また1社、友達ですけれども、1万坪ぐらいの用地、どっかにないかという問い合わせも来てますんで、それは定かではありませんけれども、とにかく1万坪ぐらいのところが欲しいんやということで問い合わせにも来ております。できるだけそういった企業の方には町も、進出していただけるように協力をしていきたいと思っています。

誘致企業10社における雇用状況でありますけれども、雇用者数は約900人で、最近、おかげさんでほぼ横ばいであります。また、そのうち約90%は有田地方からの雇用、また80%が正社員だと聞いております。こうした企業には引き続き地元からの雇用をお願いしていますし、近く商工会にお骨折りをいただき、誘致企業や自主進出企業に呼びかけ、有田川町立地企業等連絡協議会といったものを立ち上げたいと考えてます。少なくとも年に1回か2回来てくれる企業の社長さんとか課長さんとか、いろんな御意見を聞く場を今後つくっていききたいなど。これはもうみんなから要望いただいていますんで、ぜひその方向で誘致企業の社長さんとか、またその誘致企業の10社だけではなしに、まだほかにもありますんで、そういう社長さんとも一堂に会して、いろんな意見、御要望等も聞くような組織を立ち上げていききたいなど思っています。

また、地元の農産物のお尋ねでありますけれども、合併後の消費及び農家所得ということでありますけれども、実際の数字を把握するのは非常に難しいものがあります。消費を合併当時の農業産出額と置きかえますと、旧3町合わせて約94億7,000万円、1戸当たりの農家所得は118万円でした。これが平成22年3月現在では、農業産出額約95億2,000万円、1戸当たりの農家所得は130万円となっています。農家数は約3,200戸から2,900戸に減少していますが、専業農家を中心に農業所得は改善傾向にあるのではと考えております。

農産物の販路拡大は、まず農産物の品質向上が原点であり、各農家の栽培技術の向上によるものと考えられます。その上で農協が中心となって専門的に取り組むことが必要であります。町もこれに対していろんな方面から助成も行いますし、ともにPR活動も行っています。また、町単独でも甲子園でのみかんナイター、北海道から大阪までラジオを通じたミカンのPR、観光協会と連携して、今年度は大阪へ4回、名古屋2回、東京3回と、ミカンや山椒などのPRや販売を行ってきました。販路にしても価格にしても、現時点ではまず産地間競争に勝ち残ることが必要と考えていますので、そのための基盤整備、獣害対策、技術と品質の向上、販売戦略等の施策に取り組みたいと考えております。

また、住宅リフォーム制度のお尋ねがありました。昨年も議員から同じ質問を受け

たと思います。確かに住宅をリフォームする住民の方に、その費用の一部を助成すれば取り組みやすくなるとは思いますが、問題はその費用対効果だろうと考えます。全国では昨年4月、330自治体、ちなみに大阪、和歌山はどこもございません、奈良県で2町ほど例があるようです。その多くは、単年度もしくは2～3年の短期間であります。また、助成額もおおむね10万円から30万円程度ということで、これが果たして経済効果につながるかは疑問だと考えております。県内での実施市町村はありません。しかし、本町の経済効果についても推計は難しく、また厳しい財政状況でもありますので、現時点では個人住宅の一般改修については個人で行っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（新家 弘）

税務課長、高垣忠由君。

○税務課長（高垣忠由）

増谷議員の国保の実態調査及び減免基準等の人数ですけれども、それにお答えしたいと思います。

町長の答弁と重複したところがありますけれども、22年度の国民健康保険の課税状況調査という調べがございます。この調査については、増谷議員の質問項目の内容等の相違もあると思いますが、これでお答えします。所得層では100万円未満から400万円以上の世帯状況の調査内容で、全体で4,490世帯でございます。その内訳としまして、100万円未満の所得層では2,697世帯、全体の60%、100万円以上から200万円未満の所得層では960世帯で21%、200万円以上から300万円未満の所得層では475世帯で11%、300万円以上400万円未満の所得層では158世帯で4%、400万円以上では206世帯数で全体の4%の構成割合となっています。

また、国保税の職業別としては、給与所得者で1,214世帯であり、営業所得者数は668世帯、また農業者所得者数は635世帯、年金その他で914世帯で、無職では1,065世帯で、合計4,496世帯となっています。

なお、国保税の各所得層の段階比率については調査項目もなく、また、さっき町長が申し述べたとおり、電算システムで約80万円、毎年7万円から8万円のシステム料が更新すれば要するというので、課税状況とかそういう国の調査の要件にはないので、今のところ町長が申しとおりましたとおりでございます。

それともう1つ、国民健康保険税の減免対象者は、平成21年度で職業別で言います。刑事施設6件、廃業で1件、障害者施設で1件、計8件になるんですけれども、減免額は53万2,000円となっています。また、平成22年度では、破産1件、刑事施設1件、障害者施設への入所1件、合計3件になるんですけれども、合計の免税額で32万1,000円の減免をしている状況です。

また、この国民健康保険の減免措置の対象件数は、有田川町で300件以上なければ国の補助金の対象にならないとなっていますので、持ち出しということになってきますので、特にそういう件数はございません。補助対象とするのは、300件以上なければ国の補助対象にならないということで補助金がもらえないので、一般から持ち出しも出てくるということで、以上でございます。

○議長（新家 弘）

住民課長、橘君。

○住民課長（橘 伸二）

それでは、増谷議員の一部負担金の減免の、今の制度の。今、現に前につくった要綱が動いてるんですけども、今見直しをかけている要綱は、24年の4月1日を施行のめどで今つくっております。

以上です。

○議長（新家 弘）

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

再質問をさせていただきます。

まず、国保制度についてでありますけども、その中でまず一部負担金制度についてであります。基準については、従来どおり国の指導に基づいて生活保護基準以下ということであるんですが、そうすると、例えば、有田の振興局の保健所で、有田川町の3級地の場合のモデルで出してもらったんですよ。標準3人世帯とか、68歳女性の単身世帯、68歳男性・65歳女性夫婦世帯、30歳女性・9歳男子小学生・4歳女子の家庭、これは母子世帯ですけども、この4つのパターンで見ましたら、基準額が標準3人世帯、33歳男性・29歳女性・4歳女性では13万3,680円、これがもともになるわけですね。それから、68歳女性の単身世帯では基準額7万640円、68歳男性と高齢者夫婦世帯では10万2,500円、30歳女性、9歳の子どもと4歳の子どもの母子世帯では13万3,580円。ということになると、なかなか厳しい条件になってくるのではないかと思うんです。それで、こういう条件では大変だからということで、前回も紹介しましたけども、広島市では基準額の1.3倍以下の世帯で、基準の1.1倍以下であれば全額免除としている場合や、豊見城市では、これ特に参考にしてほしいんですが、月収が生活保護基準の1.1倍以下で全部免除、1.2倍以下では8割までみてあげましょうと。1.3倍から5割減免すると、こういう制度を設けています。ですから、単純に1ということではなしに、こういうことも含めてぜひ検討を求めたいと思いますが、御答弁をいただきたいと思います。

それから、国保の1世帯1万円の引き下げの問題なんですけども、先ほど幾つかの理由でできないという答弁がありました。それで見ますと、1つは、後期高齢者医療制度の不透明さの問題で言われていました。それから、高齢者がふえてきて医療費が

どうなるかという問題とかありましたけども、後期高齢者は現制度が続いてるし、廃止と言うててもいつどうなるかわからんし、仮に廃止されても、もとの老人保健制度へ戻して運営すれば私はよいと考えています。

それから、医療費がふえてくるという問題で、もともと1984年でしたか、国庫負担を大幅に減らして、全国の市町村が国保運営に大きな財政赤字を来してきた経過があります。有田川町の場合で見ましたら、総収入に占める国庫支出金の割合を見ましても、平成18年には36%ありましたが、平成24年度の予算を見ましたら28%、平成22年の実績しかありませんけど、それを見ましても29%と。これが大幅に減ってきてるというのが問題なので、やっぱりここを改善しない限り大変だなど。それ以外は税を大幅に引き上げないとやっていけないという矛盾を来しているのが問題です。

それから、保険給付費の推移ですが、ここ数年間のを見ましても22億8,000万円前後で推移してるから、そんなに医療費の高騰は見られません。平成19年度以外は当初予算はかなり組んでいきましたが、結果的に保険給付費は6,000万円から、決算を見ましたら1億4,000万円減っています。こういう実績を見ましても心配ないと思います。

それから、国保基金についてであります。国の指導は25%ではなくて5%の指導ですよ。だから、この保険給付費、3年間の平均5%の3倍以上を今、有田川町は持っています。ですから、そういう意味では基金を崩して税の引き下げに対応することが十分可能だと私は指摘をしていきたいと思いますが、町長さん、この間の国保の財政が見通しがつけば考えるという答弁をされていますし、ぜひ求めたいと思います。

それから、雇用対策について伺います。雇用対策なんですけども、やはり有田川町も人口が減ってきて、特に金屋、清水地域は過疎化の進行で若い人が住んでくれない悪循環を生み出していますが、どうやって雇用をふやしていくかということが町全体の大きな課題になってくると思います。専門家の指摘では、雇用に大きな成果があるのは、本来から言えば社会保障や福祉、医療の充実こそが雇用効果に最大の効果を発揮するという試算を出しています。ちょっと大きな数字で申しわけないんですけども、こういう数字だってあるのを聞いてください。仮に1兆円の投資をすれば、社会保障、医療・保険、公共事業の3つの分野で雇用効果が何人になるか試算してるんです。これで見ますと、社会保障の分野では32万9,400人余り、医療保険分野で25万8,862人、公共事業の分野では20万2,857人、これがやることによって3次効果もまだ見込まれてて、これがそれぞれ3つの分野で同じように2兆7,000億円の効果があって、GDP効果で見たら、これも社会保障分野が1兆7,000億円、それから医療・保健分野が1兆5,000億円余り、公共事業で1兆4,000億円余りと。

だから、公共事業に負けない雇用効果が発揮されるということで、その上に立って質問するわけですが、私、先日、ハローワーク湯浅の所長にお話を伺ってまいりました。介護分野の雇用状況はどうかって聞いたんです。そしたら、求人はかなりあります。介護求人情報、2012年3月1日の情報ですが、医療法人で9人、社会福祉法人29人、有限会社26人、株式会社24人、有田市役所2人、潮光園1人、合計91人募集がありますが、なかなか来ないという現状です。じゃあそれぞれの分野で条件を見ました。医療法人を見ますと、月14万円から20万円、自給720円から1,000円。年齢構成を見たら、不問という件数が多いです。年齢指定はほとんどないです。社会福祉法人で見ましたら、月収10万円から19万円、年齢不問が多いです。有限会社で13万円から25万円、年齢不問が多いです。株式会社で13万円から20万円、潮光園で16万円から18万円、年齢不問。市役所でも時給1,032円、年齢不問というふうになっています。なぜよって聞いたんです。そしたら所長さんは、介護は看護の職場、慢性的な人手不足で条件が悪いと。

最近、3つの施設の偉いさんに来ていただいて就職説明会を開いたけれども、来たのはたったの1〜2名だという状態だったと。やっぱり介護を希望する方が多いのに、ケアできる職員がいない、回ってこない、ここの条件をやっぱり改善しないと、私は今の雇用対策を考える上で一番効果がありながら来られないというこういう条件を見たら情けないと思うんですよ。そこにやっぱり行政が手当てをして援助をしていくことが大事だと私は思うんですが、町長さん、どう思いますか。例えば、町内に住む介護職につく方で、20歳から50歳対象に仕事を続けられる支援策の検討、こういうのは要るのではないかと私は思うんですが、ぜひ前向きに関係部局で考えてもらえないかというふうに思います。

それから、住宅リフォーム制度についてですが、効果がないということで言われましたが、単年度や2〜3年で終わってると。これはそれぞれの条件がありますけれども、しかし実施をしているところでは、少ない予算で大きな効果を上げています。徳島県の石井町では、8倍から10倍の経済効果を発揮しているということを首長さんは言っています。例えば、持ち家の一般的な増改築、内装工事、畳がえなどにする助成が一般的なんですけれども、30万円以上の工事に対して工事費の10%から20%を助成し、限度額ありにして耐震改修で上限5万円から10万円、太陽光発電などエコ改修に5万円程度、町内産木材使用で5万円、県外からの過疎地域への転入者への加算した助成などを考える、また新婚家庭を対象にした増改築助成を地元業者に発注して経済効果を発揮させる方法などもあります。宮城県の気仙沼はたいへんな地震に遭ったところですが、ここでも被災された方々への支援として、中小企業の支援として、被災中小企業の再開、継続支援事業助成金をつくって復旧のため20万円以上200万円以下の費用が要った事業者に対して10万円の助成をやっていて、国、県、市からの助成を受けてない事業所が対象やというふうになっています。私はぜひ効果

があると思いますので、検討を求めたいと思いますし、それ以外の通告を出しませんでしたけれども、毎回言っています、管工事発注の消耗品や備品の地元発注の比率をどう高めるかについても再度答弁を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず、減免制度の見直しというお話がありました。一遍、近隣の市町村とか、先ほどおっしゃられた他府県の条件とか、これから研究をさせていただいて検討したいと思っています。

それから、国保の1万円については、確かに5%をはるかに超える基金というのは持っております。ただ、このことについてはこの前の国保運営協議会でも御議論をいただいていますし、幸いにして当町にはいろんな伝染病、あるいは大きなインフルエンザとかそういうのが発生しなかって、おかげさんでもう何年か同じ水準で続いているわけなんですけれども。今度また後期高齢者医療制度がどんなになるのか、増谷議員、今おっしゃられましたけれども、それも決してこういう制度に移すんやということは、まだ国も決まってない状況で、またその基金を使って、もしもですよ、一遍に上がるということになれば、そこへ積み込んでできるだけ緩和をしなればいけないし、いろんな要素がありますんで、この基金が多いさけ戻せってということにはならないと思います。

それから、雇用について、もう少し医療関係とかそういうのをやってきたらどうなんかな、それが物すごく雇用については効果があるというお話であります。おっしゃるとおり、社会福祉協議会も実はパートの方、介護員の方を募集するんですけれど、なかなか新規に申し込んでくれる方がありません。ことしもある程度、労働条件、あるいは給料面で考えなんだらあかんのちゃうかということで、うちの社会福祉協議会については若干給料も上げさせていただこうかなと今検討をしているところであります。おっしゃるとおり、なぜこんのなって言うたら、仕事の割に給料が少ないというのは、もう全く同感であります。そういった意味で社会福祉協議会ももう少しヘルパーさん、足らんでふやしたいということで募集をかけても、なかなか集まらないというのが現状であります。もちろん個人的な施設についてはちょっとわかりかねますけれども、せめて社会福祉協議会もこれからそういったパートさんとか、そういう人の給料改善については、これからも取り組んでいきたいなと思っています。

それからもう1つ、リフォームについてでありますけれども、これも今後、検討をさせていただきたいなと思います。

（「消耗品や備品の発注率を上げるというのはどうですか」と増谷議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

すいません、答弁漏れがありました。

できるだけ地元の商店で買えということで、おおむね基本的にはそのようにやっております。役場の備品についても、できるだけ地元の業者で対応できる分については地元で発注をさせていただいております。ただ、残念なことにちょっと棄権する事態も発生しまして、出したさげ全部地元で受けてくれるかといえ、そうでもないこともあります。それで、今後できるだけ地元の業者に発注できるように、これからも努力は、今のところもやっていますけれども、努力をしていきたいと思っております。

○議長（新家 弘）

1 番、増谷憲君。

○1 番（増谷 憲）

最後、国保制度の税の引き下げの問題 1 点だけ、もう一度お聞きしますけども、今の国保制度設計はもうできないんです、どうしても。無理なことをしなければ維持できない状態なんです。だから、結局、その無理が被保険者に皆行くわけなんです。幾ら行政が努力していただいても、これはそんなに簡単にいかないというのはもうわかり切ってるわけですから。まず何と言いましても、大もとの国庫支出金を、やっぱり昔の 4 5 % に戻すことが最大の課題でありますし、あわせて和歌山県下で見ますと、有田川町の基金の保有額が 6 番目なんです。それだけ持ってるわけです。ほかの市町村を見たら、基金ゼロのところもたくさんあるわけなんです。そのことを思ったら、私は十分可能だし、3 年、4 年に限ってでも、今の経済、景気が今一番悪いときですから、そういうときに限定してでも、ちょっとでも助ける意味で引き下げて、健康の一助に寄与するということだと思っております。でない資格証や短期証を持ってる方で受診されてる方を調べたら、してないんです。健康診断を受けてないんです。これじゃ逆行だと思っちゃうんです。そのことは住民課長もおわかりやと思うんですが、やっぱりそういうふうに見て、だれのための制度かということを考えていただきながら、そして全部取り崩せとは言っていないし、国の指導に基づいて十分下げることが可能だと言ってるわけですから、ぜひ検討を求めて私の質問は終わりますが、町長の姿勢を伺って終わります。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この国保制度自体、もうおっしゃるとおり、これも国費の分、上げてもらう以外にもうこれ乗り切る道はないと思ってます。今、国保会計については、もう県で合同でやるかというような話もあって、会議も何回か出席したんですけども、なかなかこれもすんなりといきません。というのは、もちろん徴収金額も違うし、それから滞納率、徴収率、有田川は結構いいほうなんですけれども、ひどいところやったら 60 % というところがあって、それは果たして一緒にやっとういうふうにするのかという会合は持つんですけども、なかなかその方向性というのは見つかっておりません。

おっしゃるとおり、多くの基金を持つてゐることは事実でありますけれども、それもよそへどこやらへ使つてまうというんではありませんので、そこらあたりも御理解をお願いしたいと思います。

○議長（新家 弘）

以上で増谷憲君の一般質問を終わります。

……………通告順 7 番 5 番（岡 省吾）……………

○議長（新家 弘）

続いて、5 番、岡省吾君の一般質問を許可する前に申し上げます。

岡省吾君から、当初 2 項目にわたる質問の通告がありましたが、2 項目目の質問を取り下げたいとの申し出がありましたので報告いたします。

それでは、5 番、岡省吾君の一般質問を許可します。

5 番、岡省吾君。

○5 番（岡 省吾）

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、5 番、一般質問をさせていただきます。

まず冒頭、通告の 2 つ目、過疎地域の取り組みについてにつきましては、いま一度詳しく調査をいたしたく、議長取り計らいのように、申しわけございませんけれども取り下げさせていただきたいと思つています。

そこで今回、私の質問は、第 19 回全国棚田サミットの開催に向けてについてを質問させていただきます。午前中、6 番議員の質問もございまして、一部重複する点につきましては割愛させていただくところもございまして、よろしくお願ひいたします。

平成 25 年、来年の 11 月 8 日、9 日の 2 日間の日程で、第 19 回全国棚田サミットが有田川町を舞台に開催する運びとなっております。全国的に大きな大会であるこの全国棚田サミットを、名所あらぎ島を有する我が有田川町に誘致いただいた町長の非常に大きな功績に、まず感謝を申し上げます。

町長も、これまで各種会合やさまざまなイベントの際に棚田サミット開催のお話を各地でされており、このサミット成功のための並々ならぬ町長の強い思いや意気込みを受けとめているところでありまして、私も、ぜひともこのサミットが成功できるものとなるよう願つているその 1 人であります。

町民皆様の中にも、この棚田サミットに対し期待する声が多く寄せられているものと思つていますが、先日、ある方から、「棚田サミットをするって言つてるけど、結局、具体的にどんなことするんよ。来年開催するんやったら、早いこと方針を決めて取りかかると、町民全体の機運も上がらんし、間近にバタバタされてもみんな困るんちゃうか。」というような声をお聞きいたしました。私自身も詳細な内容を把握しておりませんでしたので返答に困つたわけではありますが、そういうお声もあるということ

で、今回この質問をするきっかけとなったわけでありませう。

そこで、この棚田サミットも開催まであと1年と7カ月に迫ってきた中、次の何点かについてお聞きいたします。

まず、このサミットのテーマとその内容はどのようなものになっているかということでありませう。今議会において、棚田サミットに関連する予算が多く計上されております。サミット開催準備経費として、臨時雇い賃金や本年サミット開催地である熊本県への参加旅費などに338万円程度、また、あらぎ島展望所建設のための設計監理委託料と工事請負費などに合わせて2,500万円、実行委員会や関連団体への補助金として540万円程度が計上されており、いよいよ開催に向けての動きも本格化し、現実的に見えてくるのかとも思うところでございませう。また、企画立案の総合プロデュースを昨年から株式会社テレわかプランニング社と契約して業務委託しているとのことでありませう。昨年度で75万円の委託料、今年度100万円、来年度も100万円の3カ年で275万円を委託料として予定しているとのことでありませう。徐々に企画構想、内容なども固まってきつつあるのかとも思うわけでありませうが、現在決まっているテーマやその内容、例えば、メイン会場をどこに設置し、サミットでどのようなことを協議されるのか、また過去に開催された他県でのサミットはどのような内容のものであったのかなどについてお聞かせ願いたいと思ひませう。

続いて、このサミットにおける来町者数の見込みと宿泊所の提供についての質問ですが、先ほど午前中の町長答弁で、来町者数が最低でも1,000名程度を見込んでいると。宿泊所の提供については、町内の宿泊所を優先にお泊まりいただき、足りない方々については近隣市町村の宿泊所へお願いするとのことをお聞きいたしましたので、この2点の質問につきましてはわかりましたので割愛させていただきます。

続いてですが、多くの来町者にお越しいただくこの機会は、非常に冷え込んでいる地域経済にとりましても、これを契機に明るい大きな期待感を持たれている方も多いことと思ひませう。これからサミットに向け、有田川町の名産品や有田川町ならではの食事の提供など、来町者のニーズにこたえられる商品開発も地域事業者独自でなされるものと推測いたします。町といたしましても、このサミットを単発的な、いわゆる一過性のイベントで終わらすのではなく、開催した後も多くの観光客が訪れるような、今後そういう取り組みがなされるよう期待するわけでありませうが、この棚田サミット開催時、また開催後における地域経済に及ぼす効果をどう持たれているか、あればお聞かせください。

最後に、今後はサミット開催に向けてのPRも非常に重要になってくると思ひませう。この棚田サミットは、非常に大きな予算をかけて行う一大事業でありませうから、当然のことながら失敗は許されませう。この事業を成功させるためには、何を置いても有田川町民皆様の協力が欠かせないことは言うまでもございませう。しかし、今の段階では住民の志気がまだまだ薄いところでありませう。理解と協力をいただくため

に早期の周知が望まれるところであります。早い段階から、広くPRすることは町内住民皆様への機運の高まり、また町県外の方々へのアプローチへと非常に重要となつてまいりますので、今後どのようにPRを打っていくのかのお考えもお聞かせ願ひまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

岡議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、サミットのテーマとその内容についてはどうかということでもありますけれども、今の時点ではもう実行委員会と運営委員会を立ち上げて、日程、それから会場等を決定しましたけれども、詳細についてはまだ決定したわけではありませんので。

計画としてお答えいたしますと、テーマとしましては、サミットを契機に棚田保全につながる内容、そのために地域が一丸となる共有テーマを考えたいと思います。また、僕も何回か棚田サミットへ参加させていただいたんですけれども、棚田の重要性というのはよくわかるんですけれども、もう少し広げて、やっぱりその奥地の棚田が海へ及ぼす影響、もちろん山もそうですけれども、奥の棚田を放置することなくやっていくのが、海にとって、漁業にとってどんなに必要かという視点からも、今回のテーマに何とか取り入れられないかという考えは持っております。また、そのために地域が一丸となる共有テーマを考えていきたいと思います。そして、スローガンは、棚田を守り、その恵みを未来に伝えるものにしたいと思っておりますけれども、近くその原案を実行委員会にお示しをして検討をしていただきたいと思います。

それから、来町者の規模を1,000人ということと、宿泊については、今のところ清水地域では約240人ぐらいしか精いっぱい泊まれません。できたら、民泊の分を皆さん方をお願いして、民泊をさせていただけないかということも実は考えています。それこそ、それが地域とこの棚田サミットが一体になることでありますので、できたらお願いを申し上げて民泊もできる限り取り入れて、清水地域の240人をもう少しふやせる方向でやっていきたいなと思っております。

また、サミットの開催後の有田川町における地域経済に及ぼす効果はどう持たれているのかという質問でありますけれども。なかなかサミットによる経済効果というのを金銭であらわすということは非常に難しいんですけれども、24年度に町が計上している予算の何割かは、棚田の保全や参加される方へのおもてなしの部分で、特産品を使った食の提供など、また特産物の販売にも充てられると思います。さらに、地域の皆様方が一体となってサミット開催に取り組んでいただくことで、今後、地域における農地保全や商業観光に対する意識の向上につながるん違うかなという考えを持っております。また、サミットを開催するという事で景観面の棚田が全国に情報発信されまして、和歌山県では唯一の棚田100選ということもあって、観光客がふえる

ことが予想されています。そうしたことから、サミットを成功させて、その一過性で終わるんじゃなくして、今後につながるようなサミットにしていきたいと考えております。

また、PRの方法ですけれども、のぼりや各庁舎での展示、それから町のホームページや実行委員会でもホームページを立ち上げて、PRに努めたいと考えています。また、機会あるごとに新聞や雑誌、マスコミにも情報発信をお願いするつもりであります。さらにテレビ和歌山には系列放送局での取り扱いをお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（新家 弘）

5番、岡省吾君。

○5番（岡 省吾）

再質問をさせていただきます。

サミットの内容についてですけれども、町内、特に山間地において、高齢化によって維持管理の難しくなった耕作放棄地であるとか休耕田が非常に多くなっているという現状の中で、ぜひともこのサミットで今後の休耕田のあり方、また午前中も新エネルギーに関して話もありましたけれども、休耕田を利用したエネルギー開発の可能性なども協議の上に乗せていただいて、国や関係省庁に切実な地域の実情を訴えていただけるような実りあるサミットとなるよう、休耕田の対策についても十分取り上げられるよう検討されたいと思います。

それから、PRについてでございますけれども、県も国体の開催については早く段階からPRをいろいろとされていて、国体開催については県下でも広く知れ渡って機運も高まっているところかなと思うんですけども、そういう面からもPRが非常に重要となってくると思っております。町の広報誌、またのぼりやホームページでのPR、新聞、雑誌、テレわかでのPRとか、いろいろいただきましたけれども、予算が若干かかると思うんですけども、有田インターの付近へ看板を設置してみたりとか、予算をかけないものとして横断幕を掲げてみたりとか、町職員を初め町内外の方々に、機会の多い各種団体の方々の名刺へ開催の一文を入れてもらったりとかいうようなことも一案ではないかと思っておりますので、またそういう面についても協力をお願いできるよう働きかけられたいと思いますけれども、町長はどうお考えか一度お聞かせ願いたいと思います。

合併後、清水地域に至っては人口が4,000人を切ってしまうという現状の中で、このサミット開催を何とか活性の起爆剤となるよう、成功をおさめられるよう取り組まれたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1点だけよろしく願いいたします。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

休耕田のあり方についての御質問がありました。

清水地域へ行きますと、本当に休耕されてる棚田が物すごくあります。今回、このサミットに向けて、ある地域ではタニシの養殖をやって、そのときに食べてもらうんやという地域も出てきております。また、みんな来ていただくことによって、今のこういった棚田の現状、恐らく有田川町だけではないと思います、この今の棚田の現状というのは。そういうのをやっぱりみんなに知っていただいて、棚田の保全、これはやっぱりみんな考えていく必要があると思いますんで、今回のサミットを通じて、その休耕田のあり方というのをもう一回見詰め直していきたいと思ってます。

また、このPRについてでありますけれども、先ほどいろんなことでやっていきたいという中で、また新たに吉備インターのあたり、看板とか大段幕、それから名刺へサミットの開催日等々を刷って渡せという御提案をいただきました。これはあんまりお金のかかることでないんで、その方向で検討をさせていただきたいと思います。

○議長（新家 弘）

以上で岡省吾君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議は、これで散会いたしたいと思えます。

なお、次回の本会議は、3月21日水曜日、午前9時30分に開議します。

~~~~~

延会 15時23分